

# 東大和市立第七小学校・第九小学校

## 統合新校建設 基本構想

(案)



令和 年 月

東大和市教育委員会



## ＜ 目 次 ＞

<b>1</b>	<b>基本構想策定の背景と目的</b>	
	（1）策定の背景 .....	1
	（2）策定の目的 .....	2
	（3）策定の基準 .....	3
	（4）児童・保護者等の意見 .....	8
<b>2</b>	<b>教育環境整備方針</b>	
	（1）東大和市の目指す学校 .....	12
	（2）新しい学校建設のコンセプト .....	13
<b>3</b>	<b>与条件の整理</b>	
	（1）現況施設 .....	14
	（2）通学区域 .....	15
	（3）児童数の推計 .....	16
	（4）沿革、教育目標、教育方針 .....	17
	（5）地域・地区要件等 .....	19
	（6）敷地の現況 .....	20
<b>4</b>	<b>新校整備方針</b>	
	（1）基本方針 .....	24
	（2）必要諸室及び面積等 .....	24
	（3）避難所としての整備 .....	27
	（4）浸水対策 .....	28
	（5）ユニバーサルデザインに基づく整備内容 .....	30
	（6）コスト削減に向けた方策等 .....	32
<b>5</b>	<b>新校舎の配置、平面計画</b>	
	（1）各諸室及び施設の配置方針 .....	33
	（2）配置計画 .....	34
	（3）平面計画（イメージ） .....	36
<b>6</b>	<b>仮校舎の配置、平面計画</b>	
	（1）配置方針 .....	38
	（2）配置計画、平面計画（イメージ） .....	38
<b>7</b>	<b>スケジュール</b>	40
<b>8</b>	<b>その他事項</b>	
	（1）新しい学校におけるプールの運用 .....	40
	（2）通学路の検討 .....	40
	（3）統合に向けた両校の交流 .....	41
	（4）新しい学校の学校名、校章、校歌等 .....	41
	（5）学童保育所の運用 .....	41
	（6）環境に配慮した整備 .....	41
<b>9</b>	<b>第七小学校・第九小学校に存する記念品・寄贈品等一覧</b>	42
<b>10</b>	<b>資料</b>	44

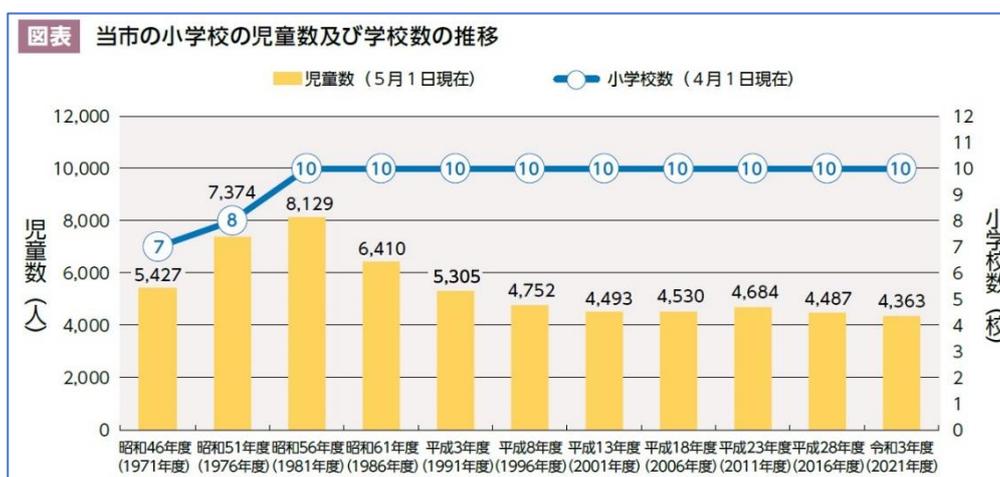


## 1 基本構想策定の背景と目的

### （1）策定の背景

公共施設の老朽化は全国的な課題となっており、東大和市では、公共施設等に関する中長期的な視点に基づいた老朽化対策と財政負担の平準化とともに公共施設等の最適化を実現するための基本方針として、東大和市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）を策定しました。当該計画においては、公共施設の延床面積20%削減に向けて取組を推進し、学校施設についても統合や周辺施設との複合化を進めることで、最適化を図ることとしています。

東大和市の学校施設は、昭和30年代から始まった高度成長期における公営住宅等の建設により、急激な人口流入に伴う児童・生徒の増加に対応するため、昭和40年代を中心に整備が行われました。その総床面積は、公共施設建物全体の約60%を占めており、その多くは老朽化が進み、法定耐用年数を経過しており、一斉に更新時期を迎えようとしています。一方、児童数は昭和56年、生徒数は昭和60年のピーク時に対して、40%以上減少しています。



出展：東大和市総合計画 輝きプラン（令和4年3月）

このような状況の中、東大和市教育委員会では、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）」、「東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）」を策定しました。これらの計画では、令和9年度に第七小学校と第九小学校の統合を行い、第七小学校の校舎を建替え、新校（統合校）（以下「新しい学校」という。）を開設することとしています。

その後、新校舎建設に向けての検討の中で、第七小学校と第九小学校の児童が円滑に新校舎での学習を開始できるよう、先に学校を統合した上での児童の交流の必要性や建築資材高騰による建設費用の調整等により、令和9年度新校開設予定のスケジュールを見直すこととしました。

見直し結果を踏まえ、令和8年4月に学校を統合し、令和10年2学期の新校舎開校を目指します。

新しい学校の建設に当たっては、今の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、快適な環境で学ぶことができ、充実した学校生活を送ることができるよう、今後の教育環境の変化にも対応可能な新しい時代の学校とするとともに、第七小学校と第九小学校の伝統を継承しながら、集会施設や学童保育所を複合し、地域のコミュニティの核としての役割を備えた学校施設の整備を目指します。

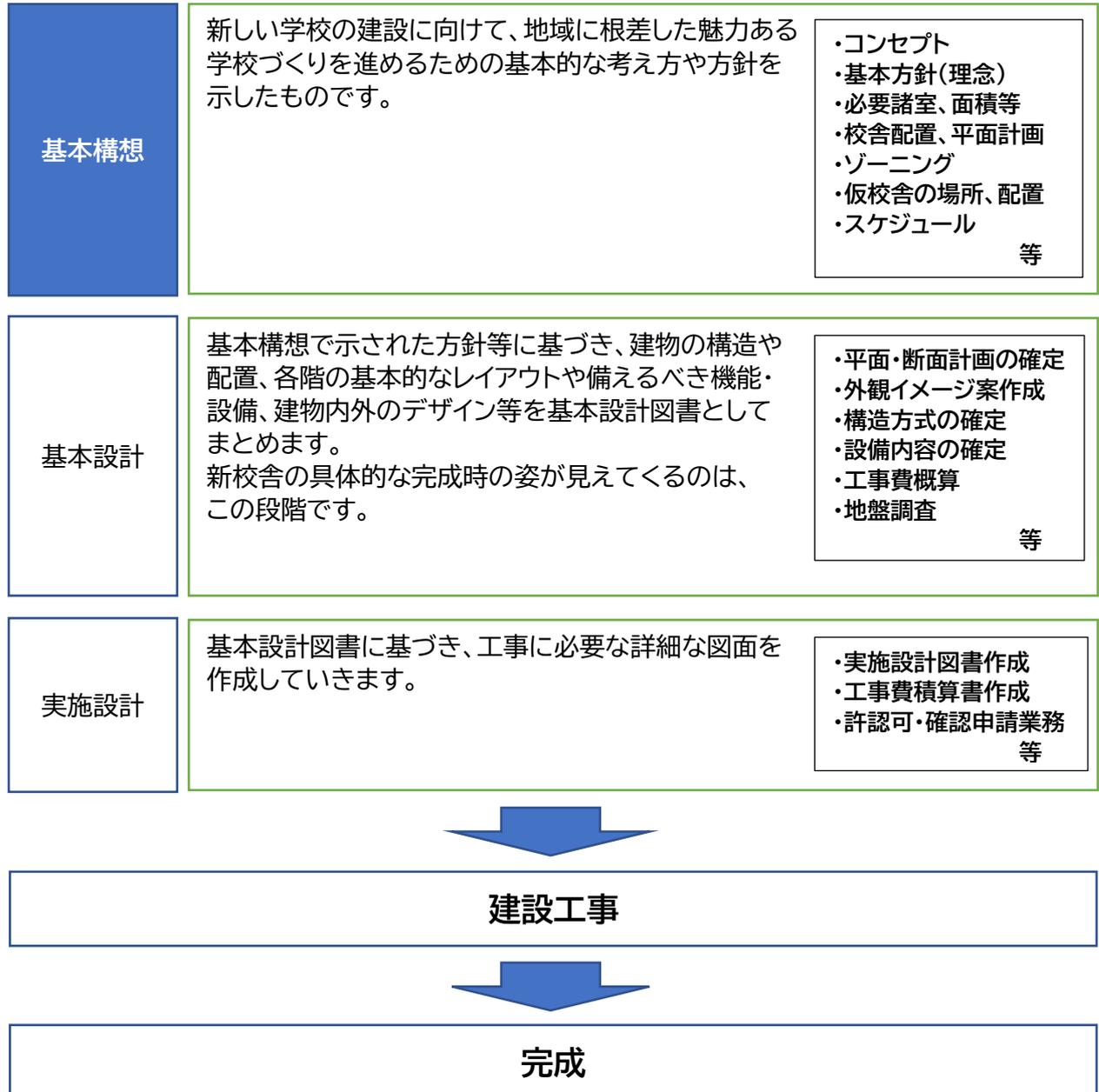
なお、今後、市内小・中学校の全校の更新等が連続することから、財源に限りがあることも踏まえた上で、新しい学校の施設整備を計画します。

## （２） 策定の目的

東大和市立第七小学校・第九小学校 統合新校建設 基本構想は、新しい学校の建設に当たり、学校の規模や求められる機能・役割等を整理し、地域の方々等の意見を踏まえながら、建設事業の実施に向けた条件等を整えるものです。

また、良好な教育環境づくりを進めるとともに、安全・安心で、地域に根差した魅力ある学校づくりを進めるための基本的な考え方をまとめ、今後の設計に反映するために策定するものです。

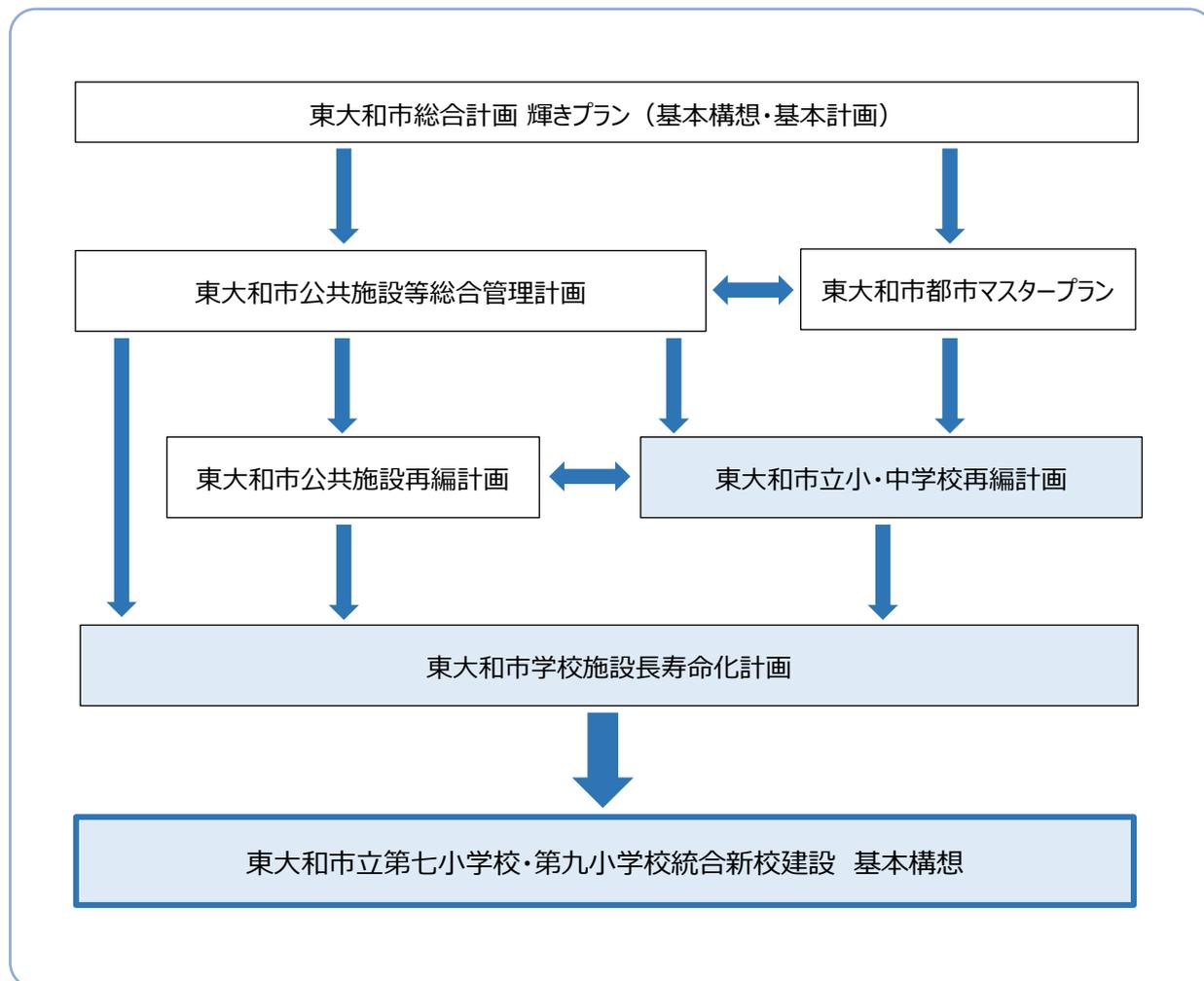
### 基本構想の位置づけ



### （3）策定の基準

この基本構想は、「東大和市総合計画 輝きプラン（第三次基本構想・第五次基本計画）（令和4年3月）」、「東大和市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）」、「東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）」、「東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）」等の計画に基づき策定します。

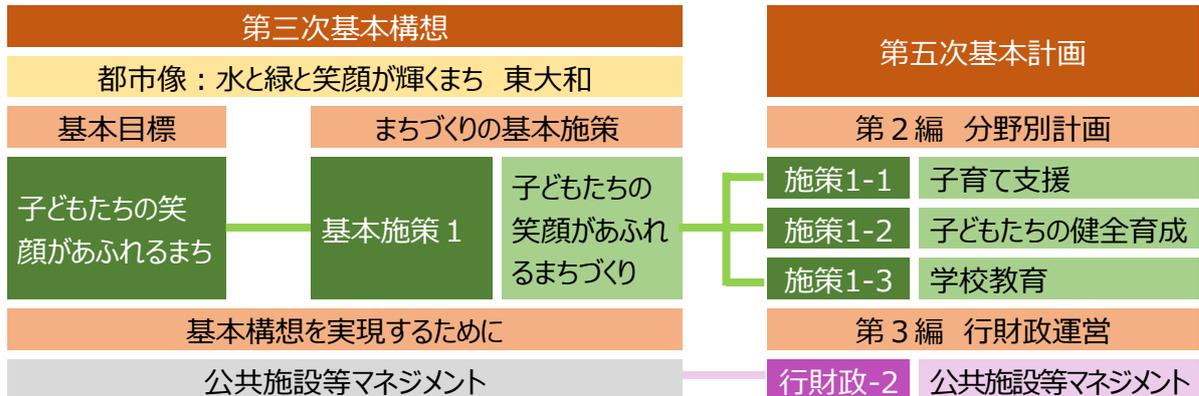
策定の基準となる計画の体系的な位置づけ



以下、各計画の概略を説明します。

### ① 東大和市総合計画 輝きプラン（令和4年3月）

総合計画は、市の最上位計画であり、まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画です。



#### □第三次基本構想（令和4年度～令和23年度）

第三次基本構想では、目指す将来の都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」と定め、都市像を実現するための基本目標の一つを「子どもたちの笑顔があふれるまち」とし、基本目標を実現するための基本施策として「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」を掲げています。

また、基本構想を実現するために、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組むこととしています。

#### □第五次基本計画（令和4年度～令和13年度）

第三次基本構想で示された「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」を実現するために、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

第五次基本計画では、基本施策「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」を進めるため、分野別計画として「学校教育」施策を定めています。

この「学校教育」施策を実現するため、施策の展開方向を以下のとおり整理しています。

**展開方向 ① 生きる力を育む教育の推進**

児童・生徒に対して、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、健康に関する意識や体力の向上を図るための取組を推進し、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育みます。

**展開方向 ② 快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり**

ハード・ソフトの両面から、児童・生徒がより安全・安心で快適な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を推進します。

**展開方向 ③ 学校と家庭・地域との連携の推進**

学校と家庭・地域が一体となって、より良い学校づくりと、児童・生徒が学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。

出展：東大和市総合計画 輝きプラン（令和4年3月）

また、第五次基本計画を推進していくための行財政運営として、公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化を進め、施設の複合化や集約化などにより延床面積の縮減を目指すこととしています。

## ② 東大和市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）

公共施設等に関する現況と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化とともに、公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画です。

学校施設の管理に関する基本的な考え方として、将来の年少人口の減少を踏まえ、建替え等の実施にあたっては、総量縮減を図る観点から、近接する学校の統廃合や、他用途の施設との複合化などを視野に入れ、学校施設の最適化を図ることとしています。

第七小学校と第九小学校ともに鉄筋コンクリート造であり、建物の法定耐用年数は 47 年であることから、第七小学校が平成 29 年、第九小学校が令和 5 年に更新時期を迎えています。

## ③ 東大和市立小・中学校再編計画（令和 2 年 7 月）

東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針に基づき、東大和市立小・中学校の再編に向けて、今後着実に検討すべきことを整理し、第七小学校及び第九小学校は小規模の状態となる見込みが高いことから、学校施設の老朽化や財源の問題等、多角的な視点からの検討を踏まえ、周辺施設との複合化を視野に入れ、第七小学校と第九小学校の統合（令和 9（2027）年 4 月を目途）に向けて具体的な検討を進めることとしました。

### □再編に関する考え方

- ① 小・中学校の再編は、子どもたちの将来像として東大和市教育委員会が目指す人間像を具現化するための教育目標を達成するため、限られた財源を考慮しながら、速やかに取り組むべき教育行政上の最優先課題とします。
- ② 1 学級の規模については、現行どおり小学校 1・2 年生及び中学校 1 年生は 35 人学級、その他の学年は 40 人学級を前提とします。
- ③ 再編は、近隣校の統合、通学区域の変更により行います。
- ④ 小・中学校の望ましい規模は、集団活動に活力があふれ児童・生徒相互間、教師と児童・生徒間にさまざまな関わり合いができることなどを考え、学校教育法施行規則に定める標準規模の 12～18 学級程度を原則とします。
- ⑤ 現在、標準規模を下回り、小規模化が続く小学校及び標準規模を維持しているものの将来的に標準規模を下回る見込みの小学校については、早期に再編を検討します。
- ⑥ 統合にあたっては、原則として既存の校舎を活用し、併せて教育環境の確保・向上、施設の長寿命化を行うための工事を行います。
- ⑦ 統合新校の名称や学校指定品等の検討を行うため、統合の組み合わせごとに学校・地域・保護者会からなる学校統合検討会議を組織します。
- ⑧ 統合により用途廃止となる学校施設等の取扱いについては、「（仮称）東大和市公共施設再編計画」等に基づき検討を進めることとします。
- ⑨ 通学区域については、現行の通学区域に至った歴史的経過を尊重しつつ、現在の交通事情や今後の児童・生徒数の推計等も考慮し、隣接する学校の規模の平準化を図るため、総合的に判断し調整します。
- ⑩ 特別支援教育については、利用する児童・生徒数を詳細に見極め、再編後も十分に推進していくための教室をはじめとする施設整備・人的配備について考慮します。

#### ④ 東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）

東大和市立小・中学校再編計画に基づき、児童・生徒が学校における集団生活を通して社会性を身につけ、豊かな人間関係を築くためにも適正な学校規模とすることが望ましいとの考えから、第七小学校と第九小学校の統合を進めることとしています。統合に当たっては、現在の第七小学校を建替え、統合校の新校舎を建設することとしています。

##### □学校施設の長寿命化計画の基本方針

公共施設等総合管理計画の基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口の動向や適正配置に留意しながら計画的に総量を縮減し、適正な配置を目指します。</li> <li>2 財政負担の平準化や事務負担の軽減を図ります。</li> <li>3 公共施設を建替える際には、集約化又は複合化による建替えを検討します。</li> <li>4 小・中学校の建替えや長寿命化改修の際には、複合化によって周辺の施設を可能な限り集約します。</li> <li>5 借地に設置している施設は、存廃の方針を踏まえ、可能な限り市有地への移設を図ります。</li> </ol>
公共施設等総合管理計画の施設類型別方針 【学校】	年少人口の減少を踏まえ、学校施設の建替えや長寿命化改修等の実施にあたっては、総量縮減を図る観点から、学校の統廃合や他用途の施設との複合化等を視野に入れ学校施設の最適化を図ります。なお、学校施設の最適化にあたっては、地域コミュニティの活性化や防災対策等の観点も踏まえ検討を行います。 集約化等によって学校施設の用途を廃止した場合には、用途を廃止した建物や跡地の有効活用を図ります。
公共施設再編計画の基本方針	小・中学校は、公共施設の中で相対的に延床面積が大きく、特に老朽化が顕著なことから、最優先で更新の検討を行います。その際、小・中学校以外の公共施設を統合（複合化・集約化）することについて検討します。



学校施設長寿命化計画の基本方針	上位計画である「東大和市公共施設等総合管理計画」及び「東大和市公共施設再編計画」の方針を踏まえ、また、「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針」に基づく「東大和市立小・中学校再編計画」との整合を図り、学校施設の目指すべき姿を定め、実現可能な施設整備計画を策定します。
-----------------	--

## ⑤ S D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けて

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

S D G sでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。このS D G sについて、国では、平成28年に「S D G s実施指針」を策定し、S D G sを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

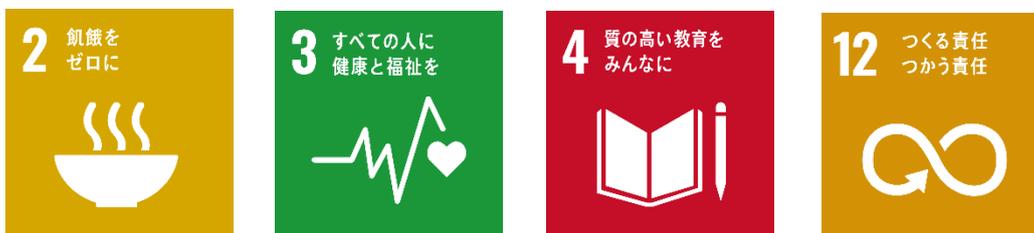
市では、S D G sで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、S D G sの達成につながるものであると考えています。

この基本構想における事業を推進することにより、S D G sの達成に取り組んでいきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。



## （４）児童・保護者等の意見

### ① 概要

第七小学校と第九小学校の統合による新校開設に向けて、新校舎の整備の検討に活用するため、第七小学校と第九小学校に通う児童と保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### 統合新校開設に向けた児童・保護者アンケート調査

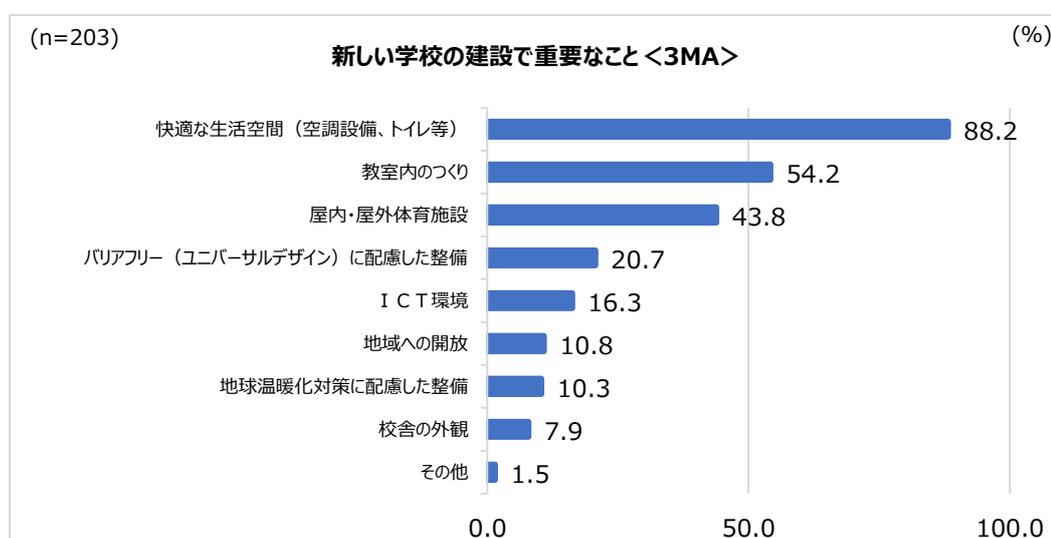
調査方法	インターネット上のアンケートフォーム（LoGoフォーム）による調査 ※児童と保護者が、新しい学校について対話をしながら、児童の意見も踏まえ、保護者が回答する方式とした。
調査対象	第七小学校及び第九小学校の児童とその保護者（1世帯で1回答） 約480世帯 ※その他、対象外でも回答希望の場合は回答可とした。
調査期間	令和5年5月30日（火）から6月6日（火）まで
主な調査内容	新しい学校について、「建設に当たり重要と思うこと」、「あったらいいなと思う場所」等について質問しました。 ※アンケート内容の詳細は、巻末資料（47～51ページ）を参照。
回答数等	203件（回答率 約42.2%）

### ② 調査結果

主な結果は、以下のとおりです。新校舎の平面計画等の作成に当たっては、この調査結果を参考資料の一つとして活用し、内容について検討しました。

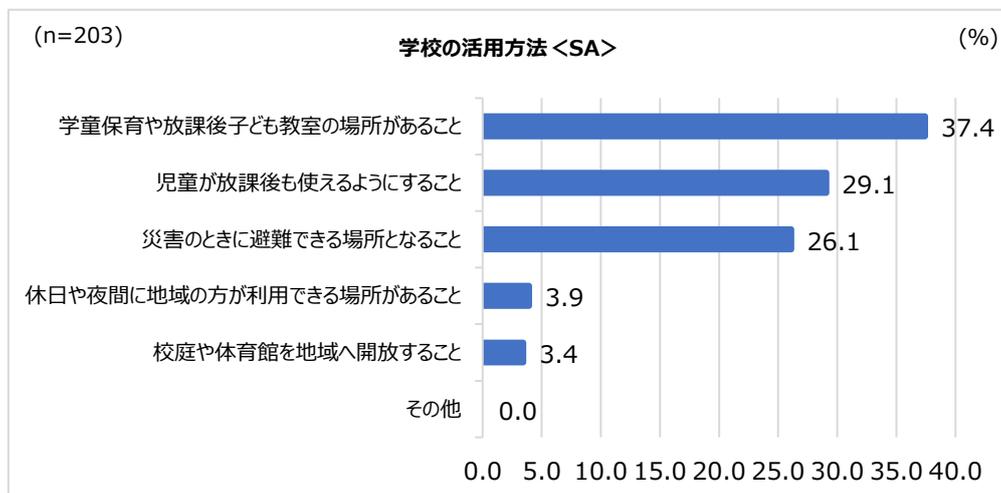
#### ●新しい学校の建設について重要と思うことは何ですか。〈3MA〉

『新しい学校の建設で重要なこと』は、「快適な生活空間（空調設備、トイレ等）」が88.2%（179件）で9割近くと最も高く、次いで「教室内のつくり」が54.2%（110件）で5割台半ばとなり、「屋内・屋外体育施設」が43.8%（89）で4割台半ばとなっています。



●学校の活用方法として、どのような使い方が必要だと思いますか。〈SA〉

『学校の活用方法』は、「学童保育や放課後子ども教室の場所があること」が37.4%（76件）で3割台半ばと最も高く、次いで「児童が放課後も使えるようにすること」が29.1%（59件）で3割近く、「災害のときに避難できる場所となること」が26.1%（53件）で2割台半ばとなっています。

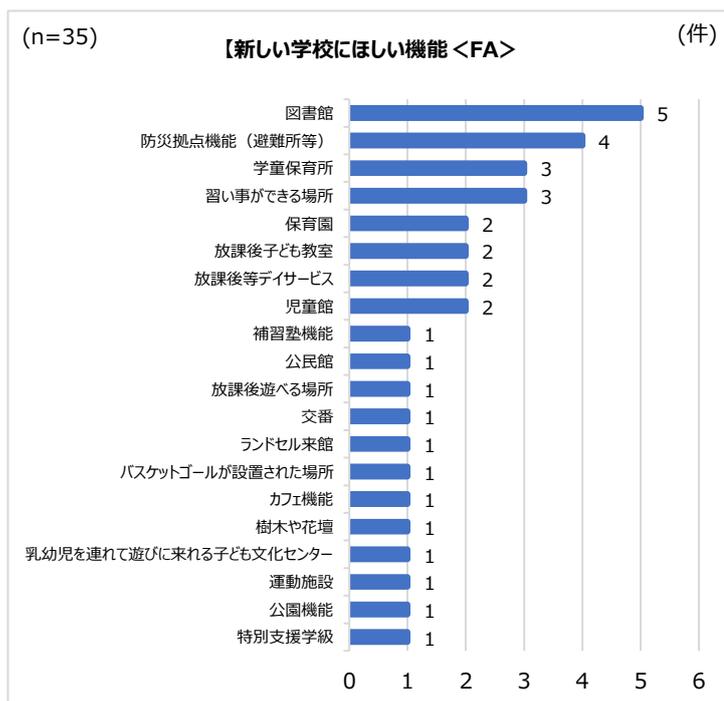


●新しい学校においては、安全を確保しながら周辺の公共施設を当該新校へ統合する複合化を図っています。この複合化は、学童保育所機能と集会所機能を想定していますが、他の機能についての統合など、ご意見がありましたら、その理由も含め記入してください。〈FA〉

『新しい学校に統合してほしい機能』は、上位の意見として、「図書館」（5件）、「防災拠点機能（避難所等）」（4件）、「学童保育所」（3件）、「習い事ができる場所」（3件）となっている。次いで、「保育園」、「放課後子ども教室」、「放課後等デイサービス」、「児童館」が2件となっている。

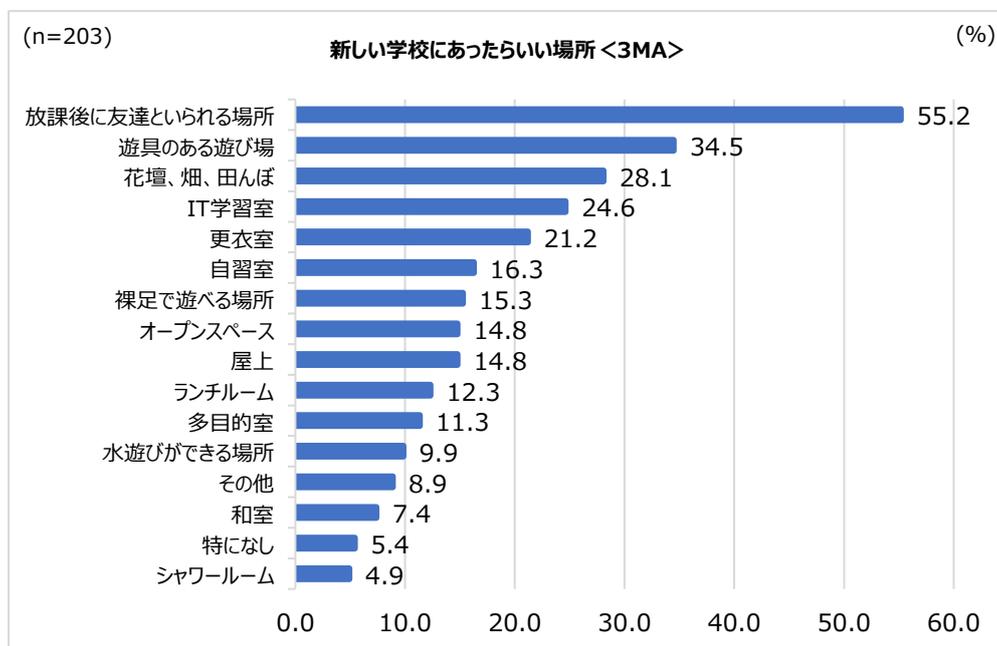
※ 意見の中から、新しい学校に統合してほしい機能を抽出すると以下のとおり（文章が異なっても、同様の内容の回答はまとめている）。

機能	件数
図書館	5
防災拠点機能（避難所等）	4
学童保育所	3
習い事ができる場所	3
保育園	2
放課後子ども教室	2
放課後等デイサービス	2
児童館	2
補習塾機能	1
公民館	1
放課後遊べる場所	1
交番	1
ランドセル来館	1
バスケットゴールが設置された場所	1
カフェ機能	1
樹木や花壇	1
乳幼児を連れて遊びに来れる子ども文化センター	1
運動施設	1
公園機能	1
特別支援学級	1
合計	35



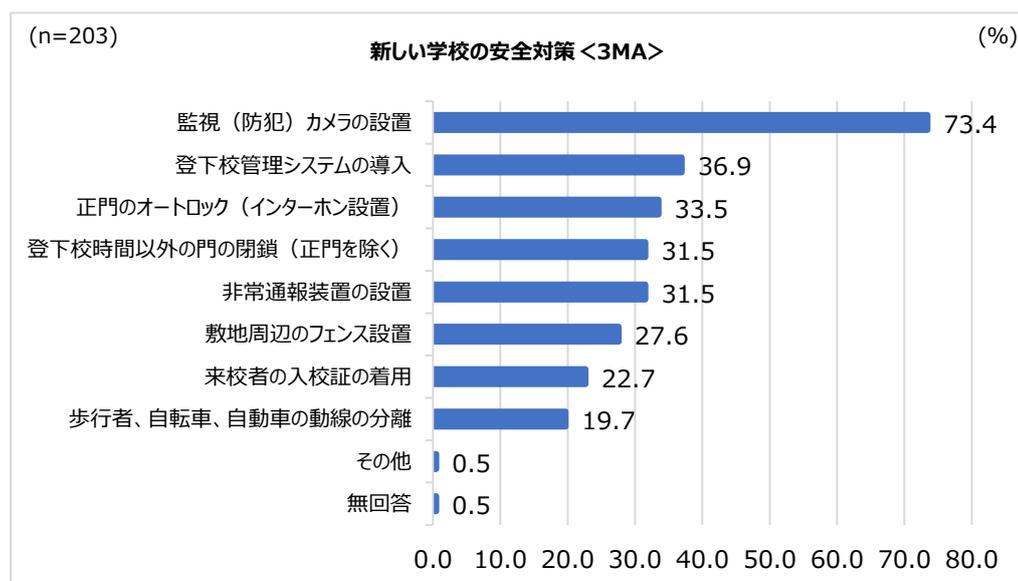
●新しい学校にあつたらいいなと思う場所はどこですか。〈3MA〉

『新しい学校にあつたらいい場所』は、「放課後に友達といられる場所」が55.2%（112件）で5割台半ばと最も高く、次いで「遊具のある遊び場」が34.5%（70件）で3割台半ば、「花壇、畑、田んぼ」が28.1%（57）で3割近くの順となっています。



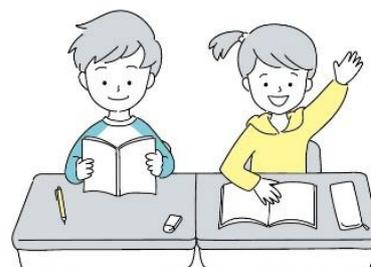
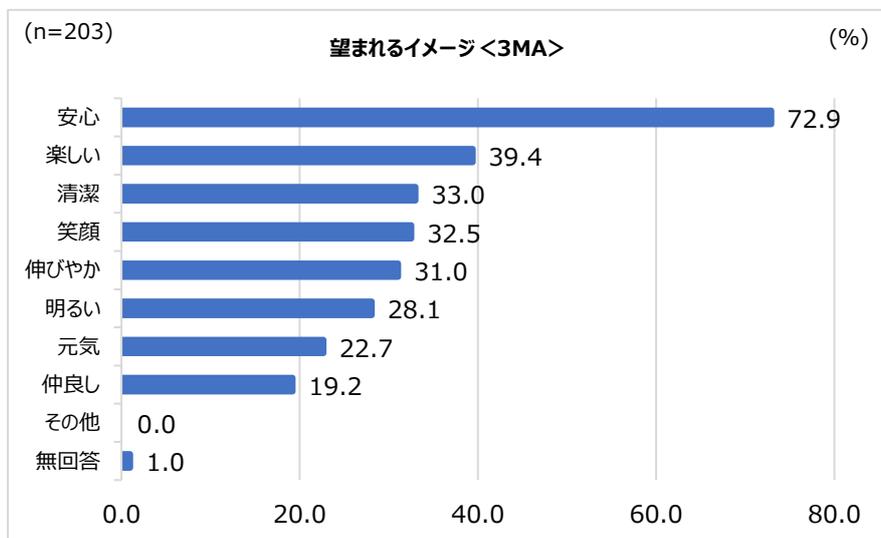
●新しい学校の安全対策として重要だと思うものを教えてください。〈3MA〉

『新しい学校の安全対策』は、「監視（防犯）カメラの設置」が73.4%（149件）で7割台半ばと最も高く、次いで「登下校管理システムの導入」の36.9%（75件）、「正門のオートロック（インターホン設置）」の33.5%（65件）の順で3割第半ばとなっています。



●新しい学校に望まれるイメージは何ですか。〈3MA〉

『望まれるイメージ』は、「安心」が72.9%（148件）で7割台半ばと最も高く、次いで「楽しい」が39.4%（80件）で4割近くとなっています。次いで「清潔」、「笑顔」の順で3割台半ばとなっています。



## 2 教育環境整備方針

### （1）東大和市の目指す学校

東大和市教育委員会の基本方針では、東大和市長が策定した「東大和市の教育に関する大綱（平成27年7月）」に沿って、市と教育委員会が一体となって教育行政を推進するとしています。

東大和市では、東大和市総合計画 輝きプラン（令和4年3月）に基づき、目指す将来の都市像である「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の実現に向け、「学校教育」施策として、良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めています。

東大和市教育委員会では、東大和市総合計画 輝きプラン（令和4年3月）に定めた「学校教育」施策の実現に向けて、施策の展開方向（展開方向①生きる力を育む教育の推進、②快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり、③学校と家庭・地域との連携の推進）を踏まえ、目指す人間像として掲げた教育目標を達成するため、東大和市教育委員会の基本方針及び「第二次東大和市学校教育振興基本計画（平成31年2月）」、「東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）」、「東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）」、「第三次東大和市特別支援教育推進計画（令和4年3月）」に基づき、総合的に教育施策を推進しています。

市の目指す方向を見据えた中で、今の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、新しい学校の施設整備を計画します。

#### 教育目標(目指す人間像)

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

#### 教育委員会基本方針

- 基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
- 基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- 基本方針3 「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実
- 基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進
- 基本方針5 「子どもたちの健全育成」

## （２）新しい学校建設のコンセプト

学校施設は、子どもたちの学習の場であるとともに生活の場であり、施設の教育環境を整えることは、子どもたちの健やかな成長や発達を促し、豊かな人間性を育む上で、また、子どもたちの学習をより充実したものとする上で、極めて重要なことです。

また、学校施設は、地域住民にとってもっとも身近な公共施設であり、生涯学習等の場として利用される地域コミュニティの拠点であるとともに、非常災害時等には避難場所として利用される重要な役割を担っています。

新しい学校の建設に当たっては、これらの役割を果たす学校の整備を目指します。

東大和市の目指す学校の実現に向けて、以下の5つを新しい学校建設のコンセプトとします。

### <5つのコンセプト>

#### 1 学力、人間性を確かなものとする学校づくり

- ・児童の個性に寄り添える教育環境の整備
- ・ICTを活用した個人学習や協働学習の充実を図る教育環境の整備
- ・児童が集い相互理解をしあえる場や、多様な学習に対応できる教育環境の整備
- ・ユニバーサルデザインに基づく環境整備

#### 2 地域コミュニティの核となる学校づくり

- ・コミュニティ・スクールの推進により地域と連携が図れる環境整備
- ・公共施設の複合化による地域の拠点となる施設整備

#### 3 安全安心で快適な学校づくり

- ・居心地の良い生活空間（空調設備、トイレ等）の整備
- ・校舎全体が明るく、安全安心な空間の整備
- ・周辺的环境や景観等に配慮した学校整備

#### 4 防災拠点としての学校づくり

- ・避難所施設としての防災機能の整備
- ・要配慮者等すべての人が利用しやすい施設整備

#### 5 脱炭素社会に貢献する学校づくり

- ・エネルギー消費量やCO2排出量の削減に取り組んだ施設整備

### <その他コンセプト>

今後、市内全校の更新等が連続することから、財源に限りがあることも踏まえながら検討を進めます。

### 3 与条件の整理

#### (1) 現況施設

##### 学校施設 概要

施設名	所在地	敷地 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
第七小学校	芋窪 5 丁目 1171 番地	14,187	5,577	昭和 45 年	53
第九小学校	蔵敷 2 丁目 546 番地	13,215	4,876	昭和 51 年	47

##### その他施設 概要

施設名	所在地	敷地 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数	
学童保育所	第七クラブ	芋窪 5 丁目 1183 番地の 1	448	119	平成 19 年	16
	第九クラブ	蔵敷 2 丁目 546 番地	501	164	昭和 55 年	43
集会所	芋窪集会所	芋窪 4 丁目 1553 番地の 4	558	135	平成 5 年	30
	芋窪老人集会所	芋窪 4 丁目 1435 番地	453	83	平成 11 年	24

##### 既存校舎の概要

###### □第七小学校

普通教室等	普通教室 12	少人数教室 3	多目的室 1	
特別教室等	理科室 1	音楽室 2	図工室 2	家庭科室 1
	図書室 2	外国語教室 1	視聴覚室 1	
管理諸室	職員室 1	校長室 1	事務室 1	主事室 1
	保健室 1	放送室 1	職員更衣室、トイレ、教材室	
特別学級等	通級教室 3	通級職員室 1		



出展：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」を加工し、東大和市作成

□第九小学校

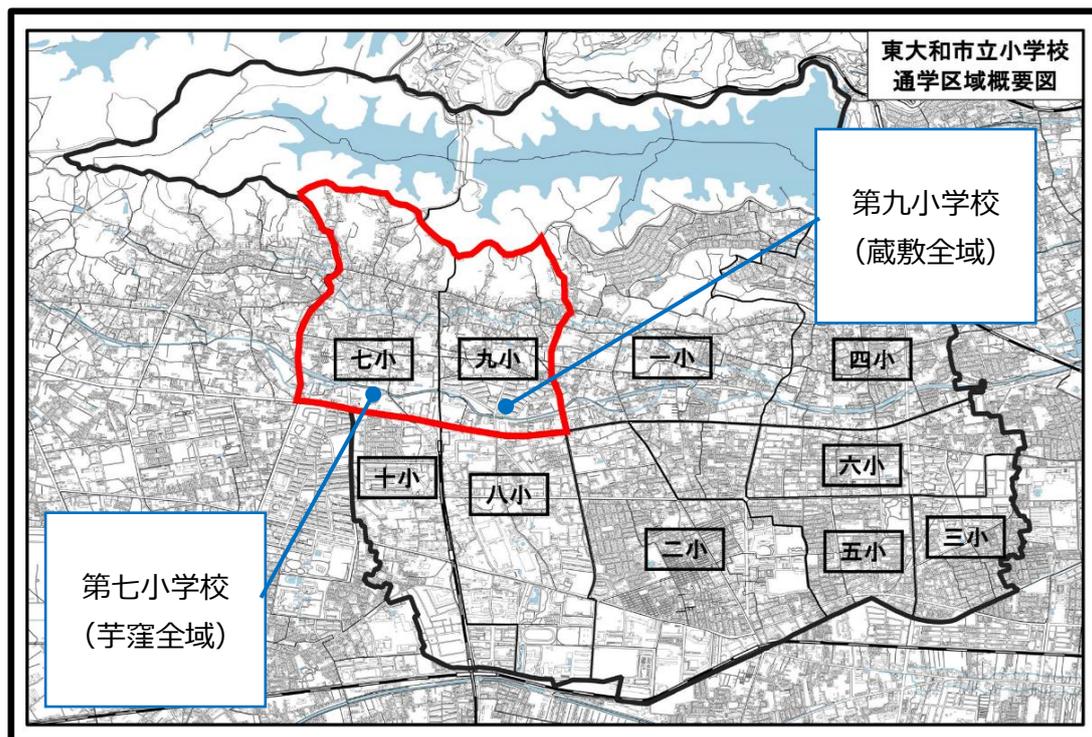
普通教室等	普通教室 9	少人数教室 2	多目的室 1	
特別教室等	理科室 1	音楽室 1	図工室 1	家庭科室 1
	図書室 1	外国語教室 1	視聴覚室 1	
管理諸室	職員室 1	校長室 1	事務室 1	主事室 1
	保健室 1	放送室 1	職員更衣室、トイレ、教材室	
特別学級等	特別支援教室 6			



出展：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」を加工し、東大和市作成

(2) 通学区域

第七小学校は芋窪全域、第九小学校は蔵敷全域を通学区域としています。  
新校はこの両通学区域を対象とします。

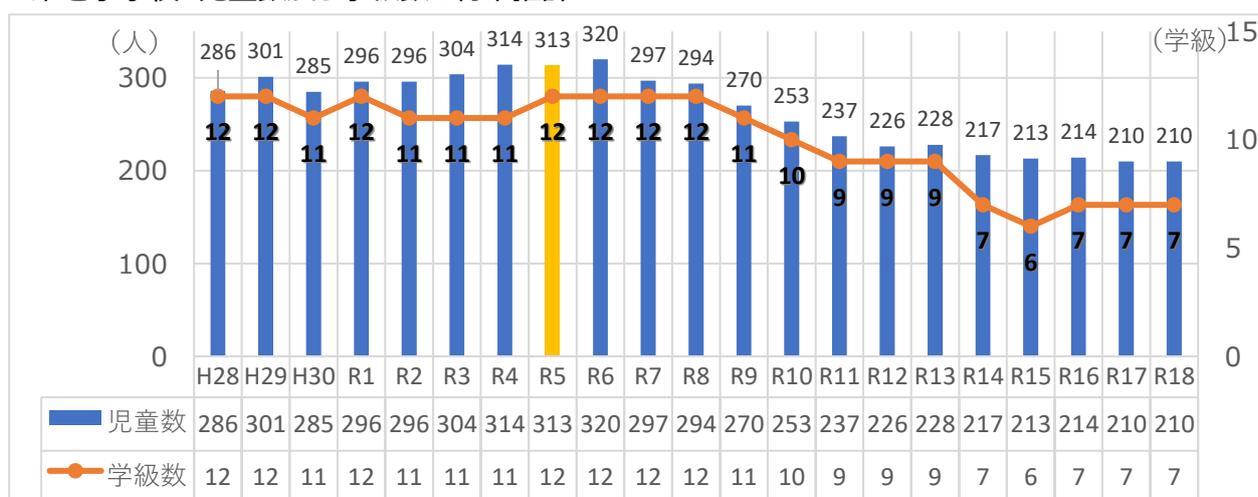


### （3）児童数の推計（令和元年5月時点）

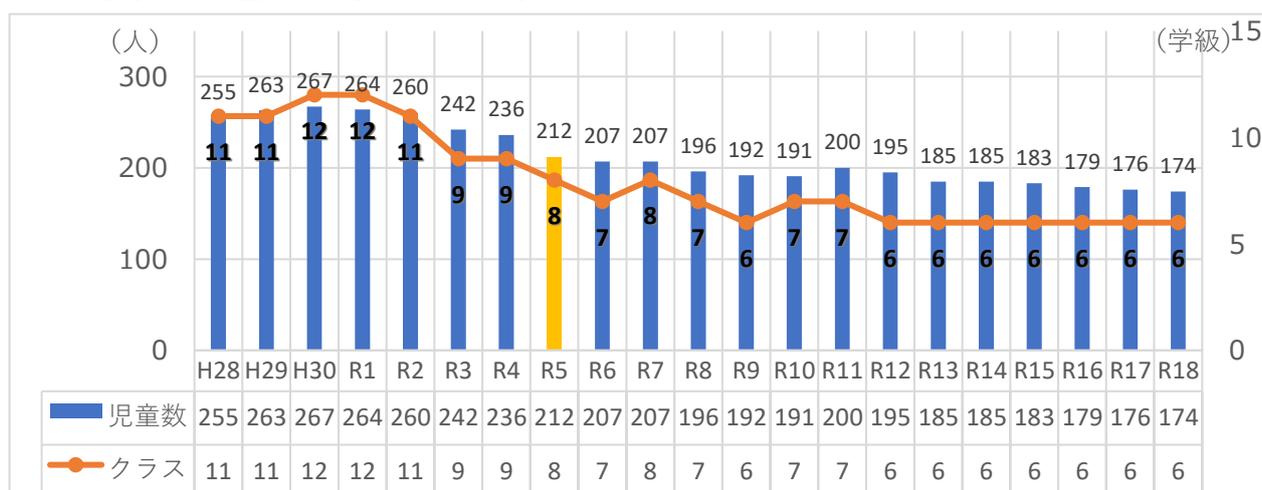
東京都の推計によると、東大和市の児童・生徒数は今後も減少傾向が続き、令和元（2019）年度から5年後の令和6（2024）年度で比較すると、児童数で7.9%、生徒数で2.2%の減少が見込まれます。

第七小学校及び第九小学校は、就学人口の最新の見込みや直近の35人学級編制の動向から児童数及びクラス数の推計を行った結果、10年後には小規模の状態となる見込みが高く、加えて学校施設の老朽化や財源の問題等を抱えています。

第七小学校 児童数及び学級数の将来推計



第九小学校 児童数及び学級数の将来推計



※「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針 東大和市立小・中学校再編計画(令和2年7月策定)」から抜粋

※実数及び東京都推計による

平成31年度までの実数値と東京都の推計値を加え、市の人口推計の増減率を参考として推計

※第一学年・第二学年：1学級 35人 第三学年～第六学年：1学級 40人

#### （４） 沿革、教育目標、教育方針

##### □ 第七小学校

###### 沿革

昭和46年 4月	東京都東大和市芋窪5丁目1171番地に第一小学校の学区域を変更して開校
昭和46年 7月	プール工事
昭和47年 3月	第2期工事始まる（西側一般教室2教室、3階建て）
昭和48年10月	体育館完成
昭和49年 7月	第3期工事始まる（普通教室1・家庭科室・図書室）
昭和50年 2月	第2期工事完成
昭和50年12月	観察池完成（校長室前）
昭和51年 3月	第3期工事完成
昭和52年 2月	校地外柵完成
昭和55年 1月	焼き窯小屋新設工事
昭和56年 1月	創立十周年記念植樹
昭和58年 3月	造形砂場新設工事完了
平成元年12月	創立二十周年記念遊具完成（すべり台 他）
平成 8年11月	ホタル小屋完成
平成26年 5月	通級七森学級・通級ことばの教室開級
平成29年 4月	特別支援教室巡回指導拠点校となる
令和 2年 9月	体育館空調設備完了

###### 教育目標

日本国憲法及び教育基本法の精神を尊重し、自主性と創造性に富み、平和的な国家及び社会の形成者として、人間性豊かで、思いやりがあり、心身ともに健康な児童の育成を願って、以下の教育目標を掲げる。

- ◎ **学ぶ喜びを知る子（重点目標）**
- 友達と遊べる子
- 話合のできる子

###### 目指す学校像

- **すべての子ども、明日への期待がもてる学校**
- **保護者が任せて安心な学校**
- **地域にとって誇れる学校**
- **教職員が明るく、元気な学校**

## □第九小学校

## 沿革

昭和52年 2月	東大和市立第九小学校設立
昭和52年 5月	心身障害児学級開設
昭和52年 6月	プール完成
昭和52年 8月	体育館完成
昭和52年12月	岩石園・小鳥飼育舎完成
昭和56年 3月	図書室完成
平成 4年 4月	図書室 1階プレハブから本館 4階へ移転
平成22年 7月	校舎補強耐震工事
平成24年 8月	体育館耐震補強・教室冷房設備設置完成
平成30年 4月	IMO-ZOUコミュニティ・スクール開設

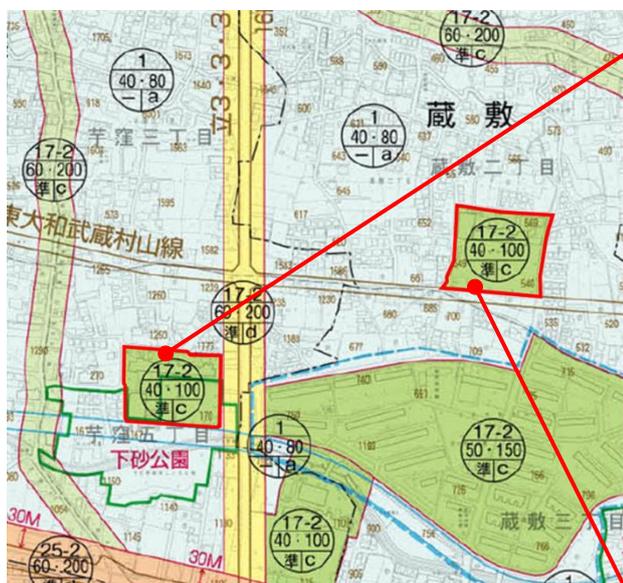
## 教育目標

人間尊重の精神を基調とし、心身共に健康で調和のとれた人間性豊かな子どもの育成を目指す。					
		〈生きる力の育成〉			〈目指す子供の姿〉
○ よく考える子	…	確かな学力	知	…	まなび ワクワク
○ 思いやりのある子	…	豊かな人間性	徳	…	こころ ウキウキ
○ 健康な子	…	健やかな体力・健康	体	…	からだ イキイキ

## 目指す学校像

○ <b>子供も家庭も地域も学校も「WIN-WIN」になる</b>
1 子供にとって、九小で学ぶ喜びや楽しさを感じ、自己実現することで、「学校が好き」、「友達が好き」、「先生が好き」と心から思える、活気あふれる学校
2 家庭や地域にとって、豊かな関わり合いと学び合いのある、地域と共にある学校づくりで、地域社会に貢献する学校
3 教職員にとって、「チーム九小」の一員としての自覚と誇り、やりがいを持ち、九小の子供のことを一番に考え職務に専念し、教育の質を高める学校
4 学校と家庭と地域が連携し、九小の子供の安全・安心を最優先にし、感染症対策、交通安全、防災・防犯の取り組み、居心地のよい教育環境を整える学校

（5） 地域・地区要件等



第七小学校

- 用途地域等  
 第一種中高層住居専用地域  
 （敷地北側）第一種低層住宅専用地域  
 建蔽率40% 容積率100%  
 17m第二種高度地区  
 準防火地域  
 日影規制：3時間/2時間 H=4.0m  
 （隣地北側）3時間/2時間 H=1.5m  
 立川都市計画公園第3・3・11号下砂公園

- 道路幅員  
 北側、西側：市道第750号線 幅員7.5m  
 （建築基準法第42条第1項1号）  
 東側：市道第929号線 幅員4.0m  
 （建築基準法第42条第1項1号）

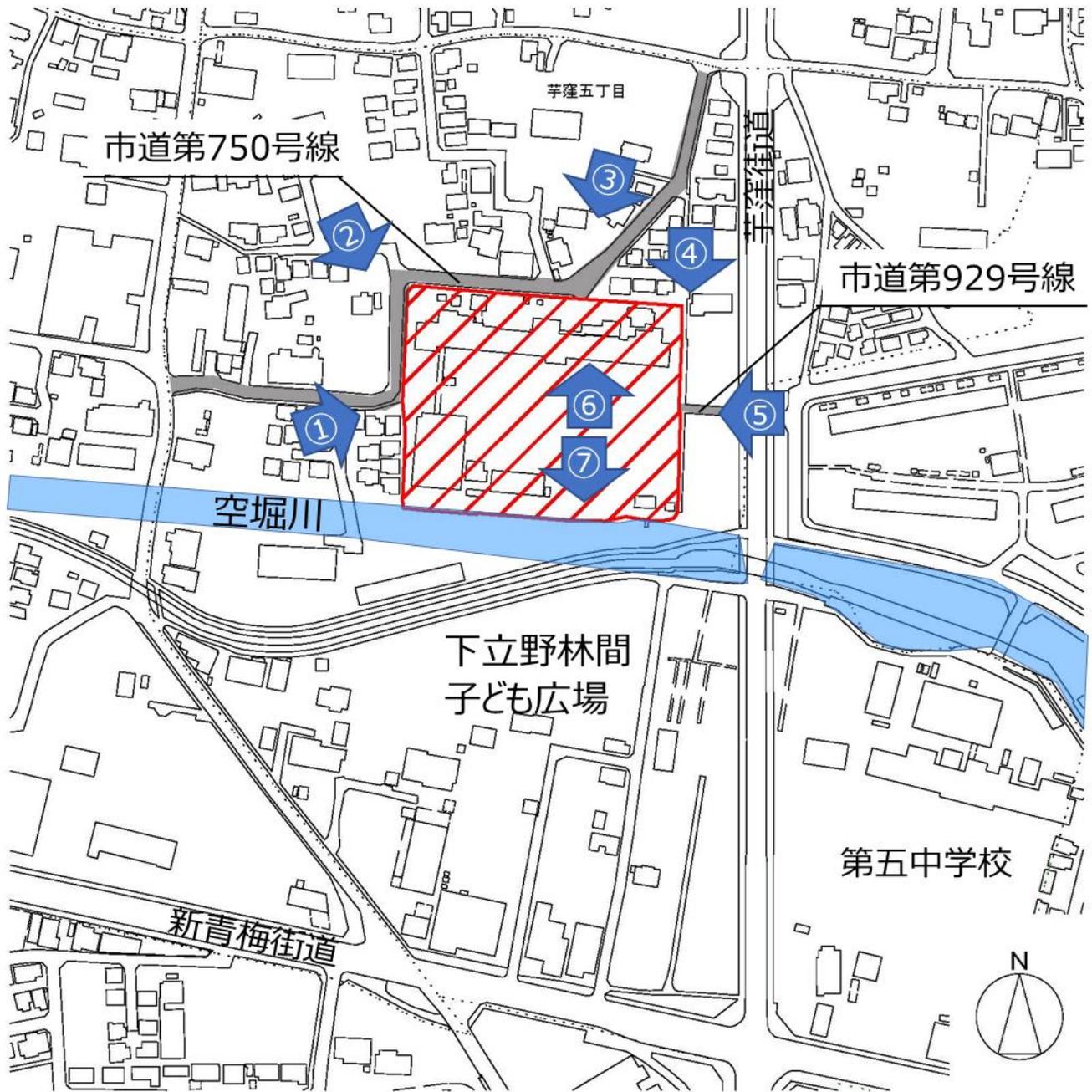
第九小学校

- 用途地域等  
 第一種中高層住居専用地域  
 （敷地北側）第一種低層住宅専用地域  
 建蔽率40% 容積率100%  
 17m第二種高度地区  
 準防火地域  
 日影規制：3時間/2時間 H=4.0m  
 （隣地北側）3時間/2時間 H=1.5m

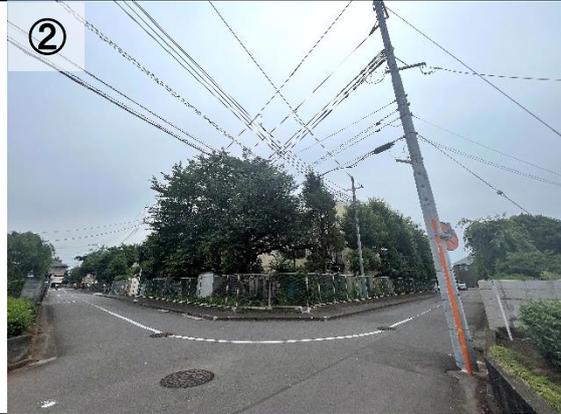
- 道路幅員  
 北側、西側：市道第902号線  
 幅員5.0~5.57m  
 （建築基準法第42条第1項1号）  
 東側：市道第10号線 幅員7.5m  
 （建築基準法第42条第1項1号）

（6）敷地の現況

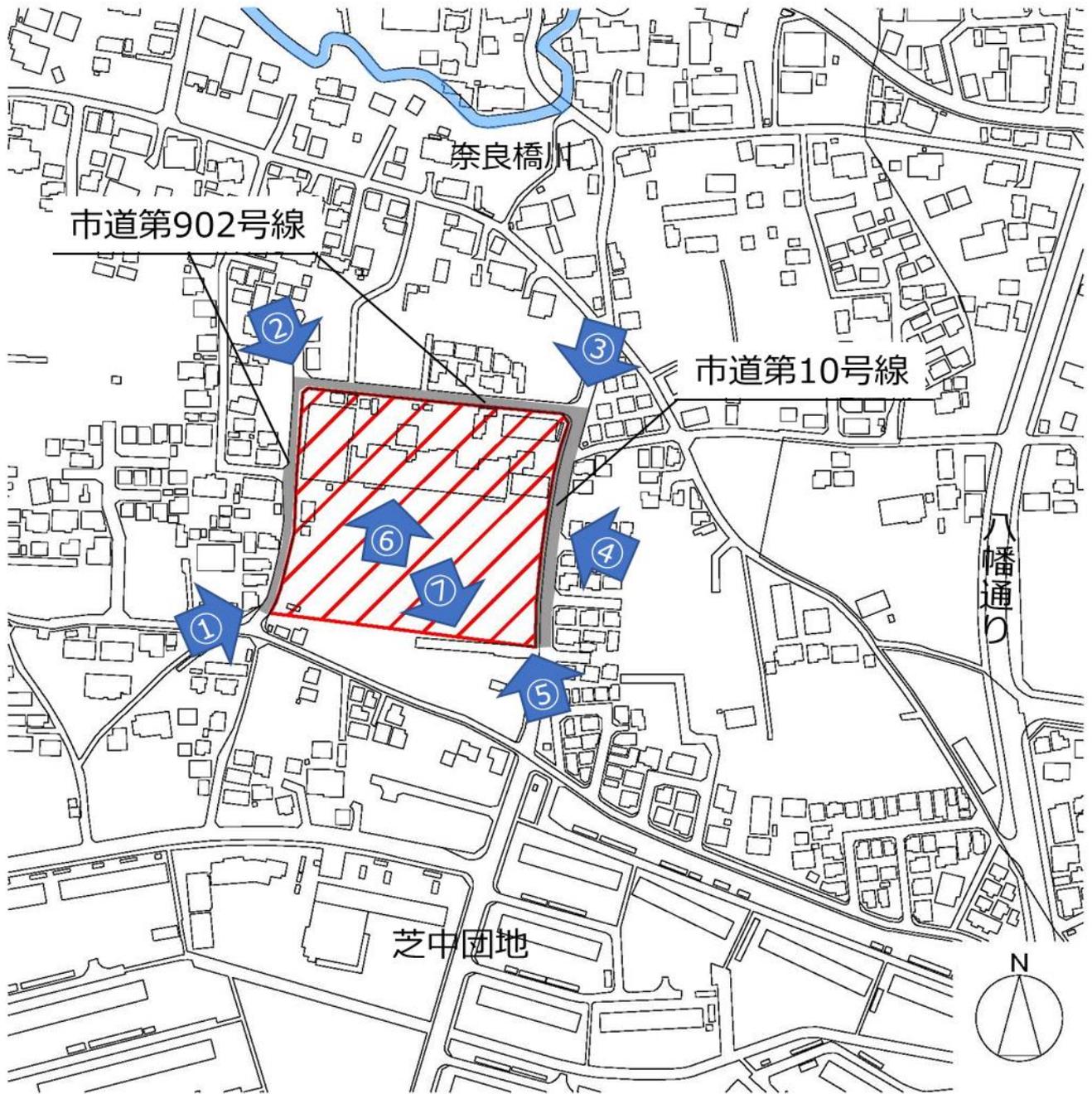
□第七小学校



出展：国土地理院「基盤地図情報」より東大和市が加工



□第九小学校



出展：国土地理院「基盤地図情報」より東大和市が加工



## 4 新校整備方針

### (1) 基本方針

#### (a) 新しい学校建設のコンセプトに即した学校整備

新しい学校建設のコンセプト（5つのコンセプト）に基づき、以下の整備内容等を踏まえ、新しい学校の配置や平面計画を計画します。

コンセプト	整備内容等
<b>1 学力、人間性を確かなものとする学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の個性に寄り添える教育環境の整備</li> <li>・ICTを活用した個人学習や協働学習の充実を図る教育環境の整備</li> <li>・児童が集い相互理解をしやすい場や、多様な学習に対応できる教育環境の整備</li> <li>・ユニバーサルデザインに基づく環境整備</li> </ul>	個別学習スペース、オープンスペース等の設置、図書室をメディアセンターとして整備、バリアフリー化、多機能トイレの設置等
<b>2 地域コミュニティの核となる学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールの推進により地域と連携が図れる環境整備</li> <li>・公共施設の複合化による地域の拠点となる施設整備</li> </ul>	地域との協働拠点としての諸室（コミュニティルーム）等の設置、学童保育所機能、集会機能等の整備
<b>3 安全安心で快適な学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居心地の良い生活空間（空調設備、トイレ等）の整備</li> <li>・校舎全体が明るく、安全安心な空間の整備</li> <li>・周辺の環境や景観等に配慮した学校整備</li> </ul>	校門等のセキュリティ対策、空調設備やトイレ等の良好な生活空間の整備、自然通風・自然採光を確保する工夫、花壇・畑等の整備、吹抜等の開放的な構造
<b>4 防災拠点としての学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所施設としての防災機能の整備</li> <li>・要配慮者等すべての人が利用しやすい施設整備</li> </ul>	バリアフリー化、多機能トイレ、防災備蓄倉庫の設置、浸水対策等
<b>5 脱炭素社会に貢献する学校づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費量やCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んだ施設整備</li> </ul>	自然通風・自然採光を確保する工夫等

#### (b) 立地条件に即した学校整備

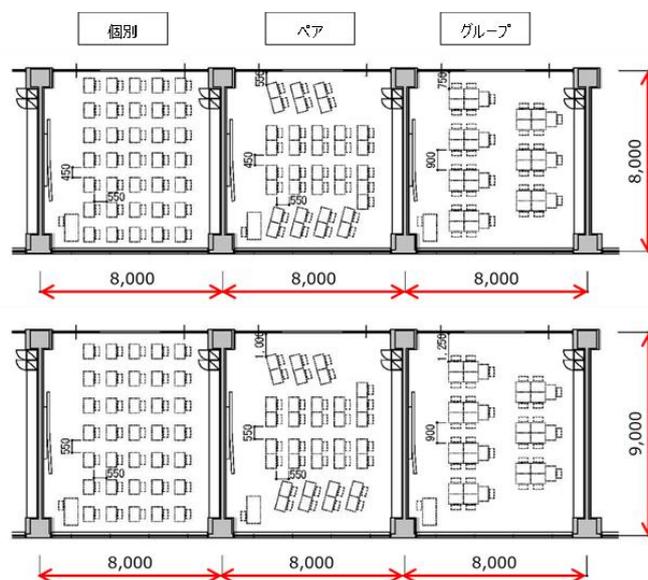
現在の第七小学校敷地における地盤の高低差等の状況を踏まえ、地形を有効活用した新しい学校の建物配置を検討し、良好な教育環境の整備を目指します。

### (2) 必要諸室及び面積等

#### (a) 教室

少人数35人学級による指導体制と、ICT端末や教材・教具を同時に使用できるよう、新JIS規格の机（幅650mm×奥行450mm）を想定し、従来の広さ8m×8mの64㎡と、8m×9mの72㎡の部屋におけるプランニングは以下のとおりとなります。

授業内容や活動に応じて個別、ペア、グループ、発表によって机の並び方を変えた場合の間隔や、ICT環境等の面から、新しい学校の普通教室の広さは、8m×9m（72㎡）を基本とします。



(b) 学校の各室

GIGAスクール構想や地域社会との連携・協働など、新学習指導要領を踏まえるとともに、26ページの「(d) 新しい学校の児童数及びクラス数」に基づき、以下のとおりの諸室を想定します。

※規模（コマ）：1コマ＝普通教室1室分（72㎡）

用途別	部門	室名	規模 (コマ)	室数	合計 (コマ)	1室規模 (㎡)	合計 (㎡)	備考・要望	
校舎	教室	普通教室	1	18	18	72.00	1,296.00	予測として、令和9、10年度をピークに減少に転じる。	
		少人数・学習教室	1	2	2	72.00	144.00		
		多目的室	1	3	3	72.00	216.00	1室は放課後子ども教室	
		多目的室(ランチルーム)	1.2	1	1.2	86.40	86.40	ランチルームとしても対応	
		個別学習室	0.5	2	1	36.00	72.00	各フロア毎1か所	
	特別教室	理科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		
		音楽室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		
		図工室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		
		家庭科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		
		図書室・準備室	3	1	3	216.00	216.00	ラーニングルーム含む	
		教育相談室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
	特別支援学級	特別支援学級		1	1	1	72.00	72.00	0.5コマ×6室+フレイルーム(1コマ)
				0.5	6	3	36.00	216.00	又は0.5コマ×4室+1コマ×2室
	特別支援教室	トイレ、シャワー	1	1	1	72.00	72.00		
		特別支援教室	1	1	1	72.00	72.00	又は0.5コマ×2室	
		ことばの教室	1	1	1	72.00	72.00		
	その他教室	ことばの教室用作業室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		コミュニケーションルーム	0.75	1	0.75	54.00	54.00	地域との協働拠点室	
	管理諸室	ネット・サロンの部屋	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		職員室 (特支職員室含む)	3.0	1	3.0	216.00	216.00	コミュニケーションスペース、職員休憩室含む	
		校長室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		事務室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		印刷室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	印刷・教材作成	
		応接室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		主事・湯沸室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		保健室	1	1	1	72.00	72.00	シャワー室含む	
		放送室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
		職員更衣室 職員トイレ、給湯室	1.5	1	1.5	108.00	108.00	男女別、シャワー室含む	
		教材室	0.5	3	1.5	36.00	108.00		
		職員・来校者用玄関					※		
		その他	スタッフ等控室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	1階に配置、放課後子ども教室スタッフ用
			保護者室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	
			配膳室	0.5	3	1.5	36.00	108.00	
	児童更衣室						※	男女別	
	昇降口								
	エレベーターホール、廊下、手洗い流し				各階			廊下:2.7m(幅)以上	
	エレベーター				各階停止			11人乗り	
	バリアフリートイレ				1			各フロア毎、バリアフリー対応：オストメイト、多目的シート、ベビーチェア、LGBTQ対応	
	児童用男子トイレ、児童用女子トイレ			各2			各フロア毎		
	小計							4,172.40	
	廊下、階段、トイレ、PS等の面積（※の面積を含む）							2,200.60	校舎合計面積：4,1172.4㎡の55%程度
	<b>校舎 計</b>							<b>6,373.00</b>	
体育館	体育	アリーナ、舞台	10	1	10	720.00	720.00		
		更衣室、トイレ	1	2	2	36.00	72.00	男女別、バリアフリートイレ、シャワー室含む、LGBTQ対応	
		器具庫	1	1	1	72.00	72.00		
<b>体育館 計</b>							<b>864.00</b>		
<b>小学校</b>							<b>7,237.00</b>		

※別棟

用途別	部門	室名	規模 (コマ)	室数	合計 (コマ)	1室規模 (㎡)	合計 (㎡)	備考・要望
	その他	体育倉庫・外部トイレ	1.5	1	1.5	108.00	108.00	トイレ：男女別
		防災倉庫	0.75	1	1	54.00	54.00	体育館に近い位置に配置

※今後、設計等における検討の中で、室数、面積等は変更となる場合があります。

### (c) 複合化を図る施設の各室

地域の拠点として、学童保育所機能と集会機能を併せて設置し複合化を図ることによって、効率的な施設管理を行っていきます。

出入口については、使い勝手や利用時間、運営主体の区分から、それぞれ専用の玄関を別に設け、セキュリティ上問題ないようにします。

用途別	部門	室名	規模 (コマ)	室数	合計 (コマ)	1室規模 (㎡)	合計 (㎡)	備考・要望	
学童 保 育 所 機 能	育成	育成室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	最大定員見込み 90人 2.0㎡/人以上 受け入れ可能人数は、定員の約1割を追加した 100人分見込 可動間仕切りで2室または3室に可能 クールダウン室含む	
	管理	事務室	0.25	1	0.25	18.00	18.00	キッチン、倉庫含む	
		玄関						下駄箱100人分	
		バリアフリートイレ		1				バリアフリー対応：ペビーチェア	
		男子トイレ、女子トイレ		各1				(男)小便器：3 大便器：2 (女)大便器：3	
		脱衣・シャワー		1					
	小計							198.00	
玄関、廊下、トイレ等の面積（※の面積を含む）							80.00	学童保育所機能合計面積：198㎡の40%程度	
<b>学童保育所 計</b>							<b>278.00</b>		
集 会 機 能	集会室	集会室1	1	1	1	72.00	72.00	可動間仕切りで2室に可能	
		集会室2	0.5	1	0.5	36.00	36.00		
	管理	事務室	0.25	1	0.25	18.00	18.00	3人在中程度、キッチン含む	
	その他	玄関							
		バリアフリートイレ		1					バリアフリー対応：オストメイト、 多目的シート、ペビーチェア
		男子トイレ、女子トイレ		各1					(男)小便器：2 大便器：2 (女)大便器：2
	小計							126.00	
玄関、廊下、トイレ等の面積（※の面積を含む）							45.00	集会機能合計面積：126㎡の35%程度	
<b>集会所 計</b>							<b>171.00</b>		
<b>合計</b>							<b>449.00</b>		

※今後の設計等における検討の中で、室数、面積等は変更となる場合があります。

### (d) 新しい学校の児童数及びクラス数

令和元年5月時点の児童数の推計（16ページ参照）の学年ごとの内訳は、以下のとおりです。

#### ●令和8年度内訳

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
第七小学校	45	36	48	53	52	60	294
第九小学校	33	37	33	23	37	33	196
<b>統 合</b>	<b>78</b>	<b>73</b>	<b>81</b>	<b>76</b>	<b>89</b>	<b>93</b>	<b>490</b>
<b>統合クラス数</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>18</b>

#### ●令和10年度内訳

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
第七小学校	35	36	45	36	48	53	253
第九小学校	36	29	33	37	33	23	191
<b>統 合</b>	<b>71</b>	<b>65</b>	<b>78</b>	<b>73</b>	<b>81</b>	<b>76</b>	<b>444</b>
<b>統合クラス数</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>17</b>

・令和8年4月の学校統合時（仮校舎使用時）は、18クラスとなります。

・令和10年2学期の新校舎開校時は、17クラスとなります。

※ただし、令和5年度の実児童数は、令和元年5月時点の推計値より多く、推計ほど減少していないことから、令和10年度に開校する新校舎は、17クラス+1クラス=18クラスを想定して、普通教室を確保することとします。

### （3）避難所としての整備

#### （a）地域防災拠点としての学校づくり

学校施設は、災害時において、地域の避難施設としての防災機能を有しています。

地域防災拠点としての学校整備として、新校建設に当たっては、地域住民の避難場所としての機能や学校機能再開に必要な機能等の整備を検討します。

なお、防災機能の整備に当たっては、市の防災所管部署と連携して検討を進めます。

#### （b）整備内容

##### ① 生活確保に必要な防災施設の整備

避難場所となる屋内運動場については、だれもが衛生的な環境下で避難所生活が送れるよう、バリアフリートイレや洋式トイレをはじめ、更衣室やシャワー室を計画します。

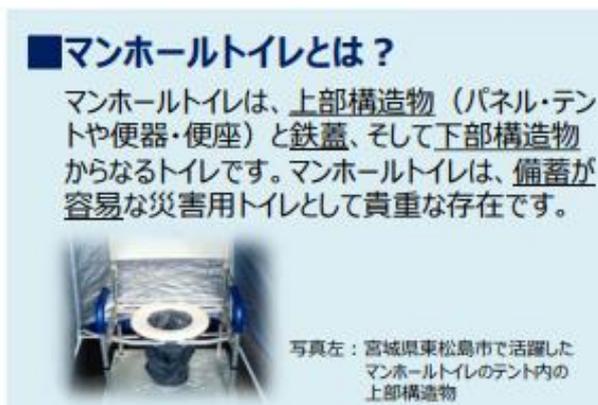
##### ② 防災備蓄倉庫の確保

地域の防災拠点として、これまで以上に収納できる容量を確保します。また、避難場所となる屋内運動場に隣接させるとともに、外部からの資材の搬入を容易にできる配置計画とします。

##### ③ ライフラインの途絶等に対応した建築設備の機能確保

インフラ途絶時の非常用電源を確保するため、非常用発電機や太陽光発電設備の活用等、複数の対策による電源の多重化を検討します。

また、生活用水を確保するための設備の設置等を検討するとともに、災害用マンホールトイレの設置について、屋内運動場との位置関係に配慮した計画を検討します。



出展：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン概要版  
発行元：国土交通省 水管理・国工保全局 下水道部  
発行日：平成28年3月

##### ④ その他

有事の際に、はしご車などの消防車等の大型車両が校庭まで入れる動線を確保できるよう、建物配置等を検討します。

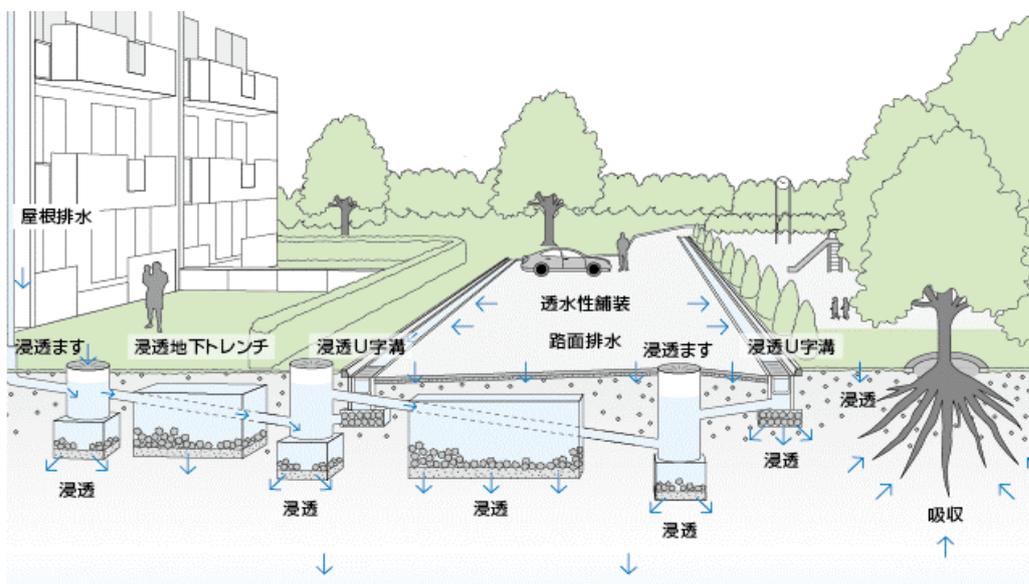
## （４） 浸水対策

### （a） 敷地内の雨水処理

大雨が降った時に、その雨水を一時的に溜めたり、浸透させたりすることにより、下水道や河川、その他排水施設等に能力以上の水が一気に流出しないよう、敷地内の雨水は敷地内で処理を行っていく必要があります。

現在の第七小学校の敷地は、新河岸川流域（空堀川→柳瀬川→新河岸川）にあり、敷地面積1ヘクタール当たり950m<sup>3</sup>の雨水流出対策を求められていることから、以下のような浸透及び貯留対策を組み合わせることで、対応を図っていく必要があります。

#### □浸透式（各種浸透施設の設置のイメージ）



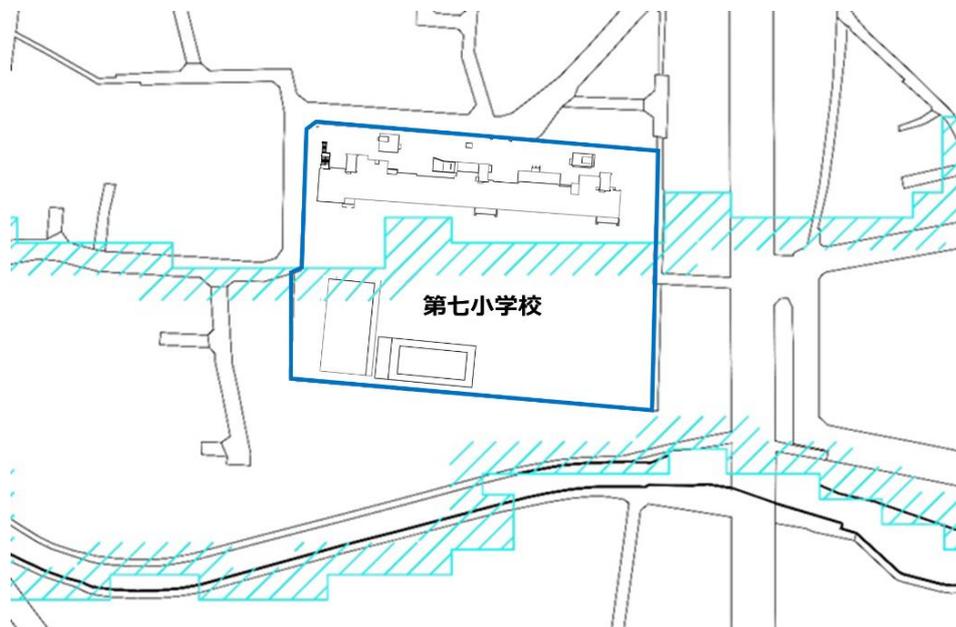
出展：UR都市機構ホームページ 環境配慮技術の紹介 雨水地下浸透工法より東大和市が加工

#### □貯留式（雨水貯留槽の設置のイメージ）



## (b) 水害に対する安全対策

現在の第七小学校の校庭側は、校舎側に比べて地盤が低く、空堀川に面しており、東大和市浸水・土砂災害ハザードマップにおいて、想定最大規模降雨時（1000年に1度の確率）における浸水予想区域（浸水深0.5～1.0m未満）となっています。



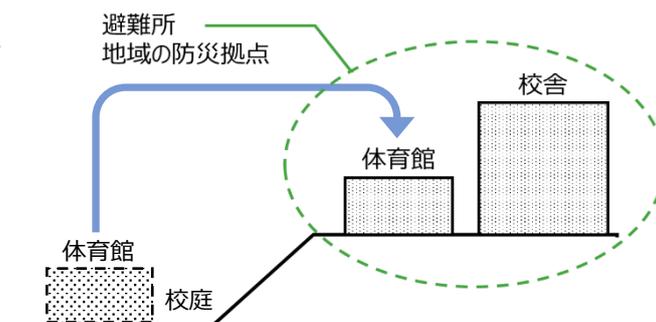
※東京都作成 最大浸水深図（黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域 浸水予想区域図（改定））より抜粋  
 ※水色の斜線部分内が空堀川の河川氾濫による最大浸水予想区域

### 【計画上の留意点】

#### □校舎等への避難

学校施設が安全に運営でき避難所として機能するよう、想定浸水高以上の高さに校舎や体育館がある必要があります。

※現在の第七小学校は、校舎側に比べて地盤が低い位置に体育館が配置されているため、想定浸水高以上の高さへの配置を検討します。



#### □受変電設備や非常用発電機の設置場所

受変電設備（屋外のキュービクル、屋内の電気室内の設備）や非常用発電機は、浸水すると校舎や体育館へ電気を送ることができなくなるため、洪水等の災害に対して安全な高い場所に設置します。

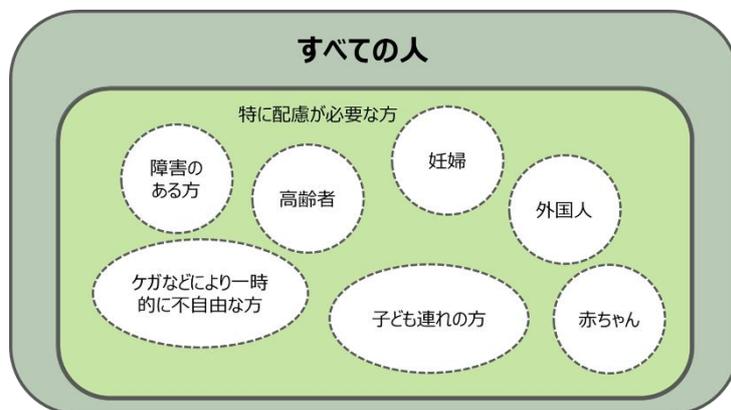
### 【対策】

現在の第七小学校の校舎部分よりも地盤が低い場所（現在の屋内運動場がある場所）については、建設する新校舎を高床構造にする等により、建物が浸水しない対策を計画します。

## （５）ユニバーサルデザインに基づく整備内容

### （a）ユニバーサルデザインの推進

障害の有無等にかかわらず、すべての児童が、同じ場所で学ぶことができる環境（インクルーシブ教育システム）の構築に向けて、バリアフリーに対応するとともに、地域のコミュニティの場や、災害時の避難場所としての役割を担う上で、多様な人々の利用を考慮し、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインを推進した計画・設計を進めます。



ユニバーサルデザインの基本的な考え方

### （b）整備内容

#### ① わかりやすく、円滑に建物への出入り等ができる配置計画

敷地境界及び駐車場等から明確で入りやすい建物配置とし、段差がなく平面移動が可能な動線を確認します。また、敷地内通路は歩行者と車の動線を分離した計画とします。

第七小学校にある校舎と校庭の高低差については、適切な勾配のスロープの設置により段差解消を図ります。



車いす利用者等が利用する駐車場から玄関までバリアフリー化された敷地内通路のイメージ



段差のない敷地内通路のイメージ



段差解消スロープの設置イメージ

## ② わかりやすく、動きやすい平面計画

同一階においては段差を設けず、平面移動を可能とします。また、階数移動においては、エレベーターを設置します。

案内表示は、建物の出入口やエレベーターホールなど、動線の要所に、利用者が認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、わかりやすいものとします。



玄関から入った時に全体が見わたせる  
わかりやすく段差のない平面計画のイメージ



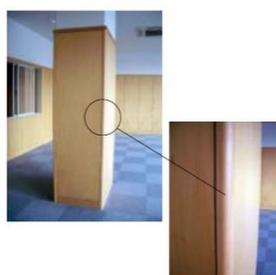
わかりやすい案内記号イメージ

## ③ 使いやすく、安全な各室計画

教室等は柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物をなくすなど、安全な空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とします。現在の校舎では、トイレの出入口等に小さな段差がありますが、そういった段差のないバリアフリー設計を計画します。また、出入口の戸は、優しい力で開け閉めが可能な、開閉しやすい形式（スライド式ドアや自動ドア等）を検討します。

車いす使用者用トイレは、オストメイト対応の水洗器具、オムツ交換シート等の設置などを組み合わせた、多機能トイレを設置します。なお、この多機能トイレは、トランスジェンダーといった多様な利用者が使いやすい工夫を検討します。

色彩は、その組合せなどにより、エリア表示、誘導方向表示、サインなど代替可能であるため、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、視覚面や心理面での効果等を十分に検討して、空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行います。



柱型の面取りイメージ



スライド式ドアイメージ



多機能トイレイメージ

## （６）コスト削減に向けた方策等

上記（１）～（５）を踏まえ、新しい学校を建設するに当たっては、以下のとおりコスト削減に向けた方策等に取り組むこととする。

- 建物の建設費用だけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト（ライフサイクルコスト）の縮減も見据えた、できる限りコンパクトで維持管理のしやすい施設づくりを行う。
- 基本設計の実施に当たっては、基本構想における平面計画のイメージやそれに基づく工事概算額等を精査し、構造や建築資材の工夫等により、コスト縮減について検討を行う。
- 新しい学校における設備の整備に当たっては、安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備を検討する。空調設備は、諸室の構造等を踏まえ、ランニングコストの低減に配慮した機器の採用を検討する。

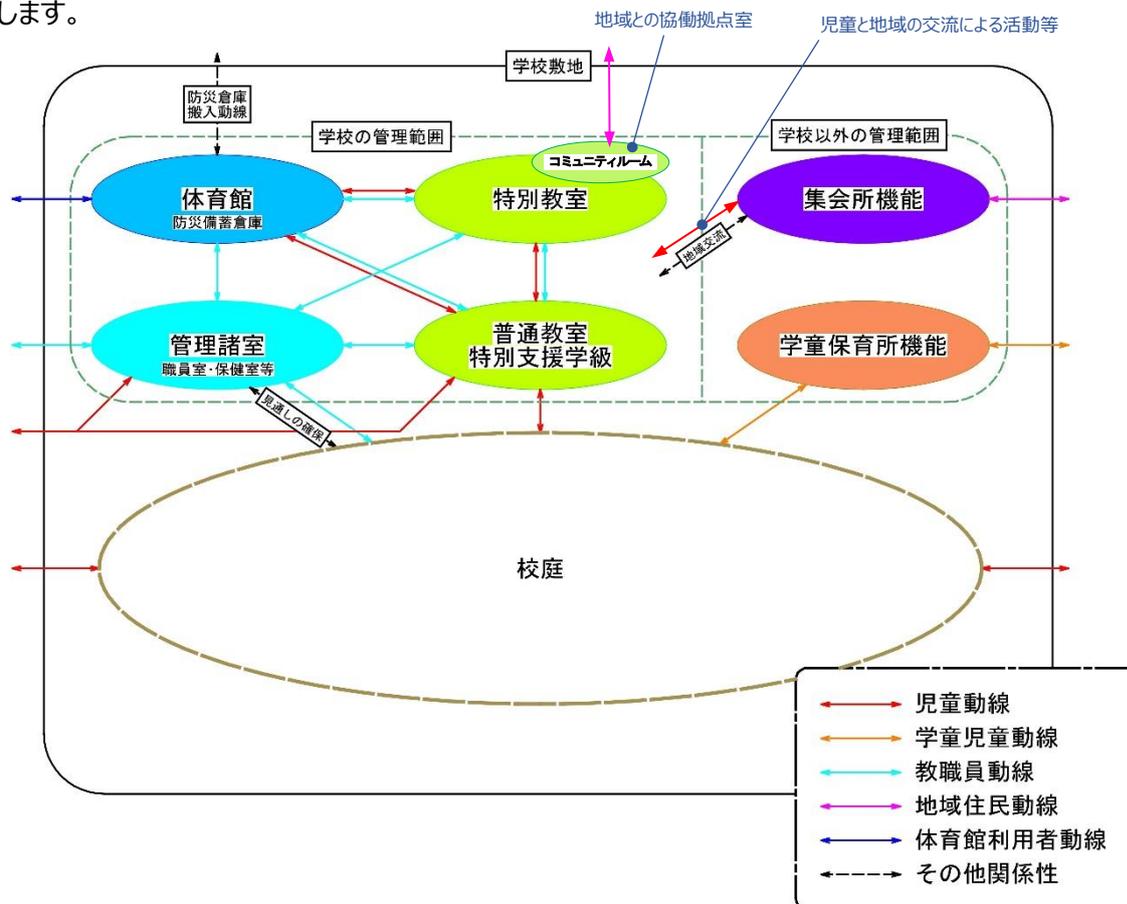
## 5 新校舎の配置、平面計画

### （1）各諸室及び施設の配置方針

児童が安全に登下校を行えるように、道路からアクセスしやすい位置に昇降口や学童保育所機能を計画します。また、児童の校庭への動線に配慮します。

管理諸室については、昇降口や校庭を見渡せる位置に配置し、児童を見守れる環境とします。

集会所機能や避難所機能は、道路からアクセスしやすい位置に計画し、利便性や災害時の動線に配慮します。



関連図

## （2）配置計画

新校整備における基本方針に基づき、現在の第七小学校敷地における地盤の高低差等の状況を踏まえ、地形を有効活用した新しい学校の建物配置とし、良好な教育環境の整備を目指します。

なお、配置検討に当たっては、次頁の図表「新校舎の配置案検討資料」とおり、A案～D案で比較検討を行いました。検討を行った結果、現在の第七小学校敷地における地盤の高低差等の状況を踏まえ、地形を有効活用した新しい学校の建物配置とすることとし、学校とその他施設（集会施設、学童）のゾーニングが明快である等の観点から総合的に判断し、B案のイメージで計画します。

### 校舎1階平面イメージ

配置計画	建物形状	L字型配置	
	階数	地上3階建て	
	ゾーニング (体育館、学童、集会：1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校とその他施設（集会施設、学童）のゾーニングが明快である。</li> <li>・その他施設から、校庭を見通すことができる。</li> <li>・現在の建物配置と同じため、地形を活かした配置となる。</li> </ul>	
校庭計画	校庭の配置・向き	南 現在と同じ。(約 5,700 m <sup>2</sup> )	
	トラックの長さ	150mトラック	
	造成	現在の地形を活かした校舎の配置であり、造成の必要はない。	
周辺への影響	日影	現在校舎が建っている敷地北側に加え、新たに西側に校舎が建つが、日影規制の範囲内で建設が可能である。	
	校庭の騒音	現状から変化は少ない	

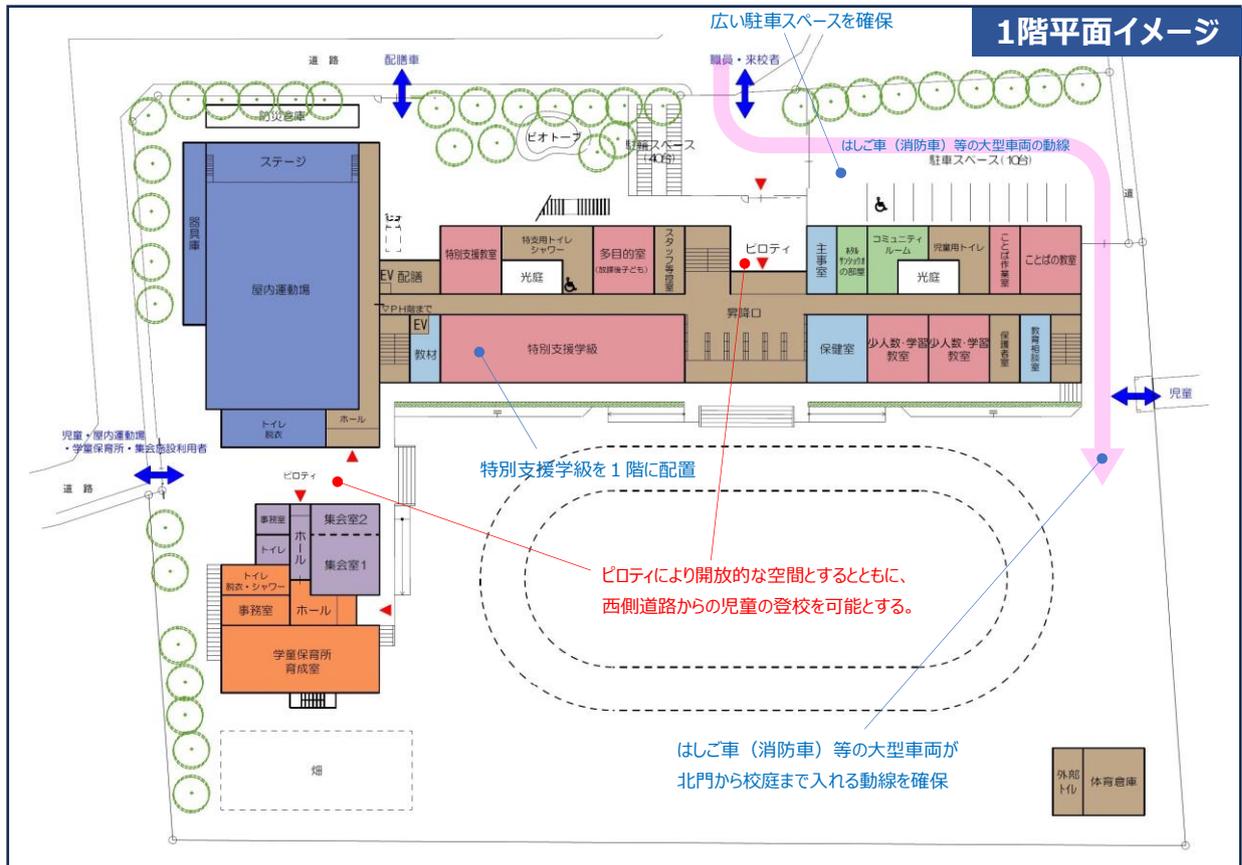
【図表】新校舎の配置案検討資料

配置イメージ		校舎1階平面イメージ (2, 3階はすべて学校)			
現状		A案	B案	C案	D案
建物形状	L字型配置	L字型配置	L字型配置	L字型配置	口の字型配置
階数	地上3階建て	地上3階建て	地上3階建て	地上3階建て	地上3階建て
ゾーニング (体育館、学童、集会：1階)	ピロティ(壁がなく、柱だけで構成された吹き抜けの空間)を中心とした、各所へのアプローチができる。反面、敷地内へのアプローチを共有することから、学校、集会施設、学童保育所で同一の出入口利用となる。また、学校と学童保育所の動線が重なることから、児童の行動に対する指導・責任区分が難しい。	学校とその他施設(集会施設、学童)のゾーニングが明快である。その他施設から、校庭を見通すことができる。	体育館の位置は現状に近いが、校舎から体育館への動線を、その他施設と共用せざるえないこともあり、児童の移動や施設管理面での問題が存在する。	中庭を中心とした、回廊型の廊下を配置可能。どこにいても生徒の活動が見える。	現在と建物・校庭の配置が異なるため、土地の造成が必要となる。
校庭の配置・向き	南 現在と同じ。(約5,700㎡)	南 現在と同じ。(約5,700㎡)	南 現在と同じ。(約5,700㎡)	南 現在と同じ。(約5,700㎡)	東 中庭の分だけ現在より小さくなる。(約5,400㎡)
トラックの長さ	150mトラック	150mトラック	150mトラック	150mトラック	150mトラック
造成	現在の地形を活かした校舎の配置であり、造成の必要はない。				
日影	現在校舎が建っている北側隣地に加え、新たに校舎が建つ西側隣地に日影が生じる。				
校庭の騒音	現状から変化は少ない。	現状から変化は少ない	現状から変化は少ない	現状から変化は少ない	北東側隣地への影響がある。緩衝緑地等の対策が必要になる。

### （3）平面計画（イメージ）

新校整備方針を踏まえ、平面計画のイメージを以下のとおり計画します。

検討段階では、上記配置計画におけるB案のゾーニングをベースとして、巻末の資料（54～57ページ）のとおり、B-1案とB-2案の平面計画イメージ案を作成し、検討を行った。B-1案とB-2案をベースに、児童の快適な学習環境の整備等の観点から、諸室の配置や大きさ等を見直し、以下のイメージで計画します。



#### 【特長等】（2階、3階を含む）

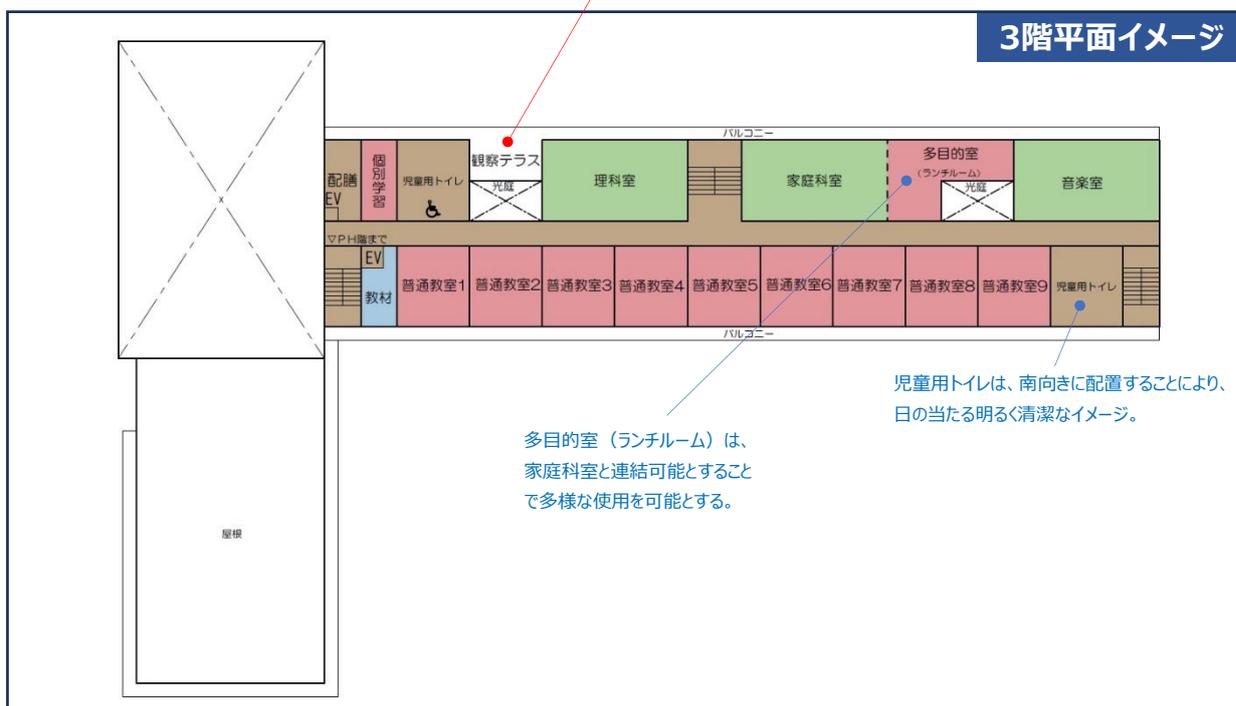
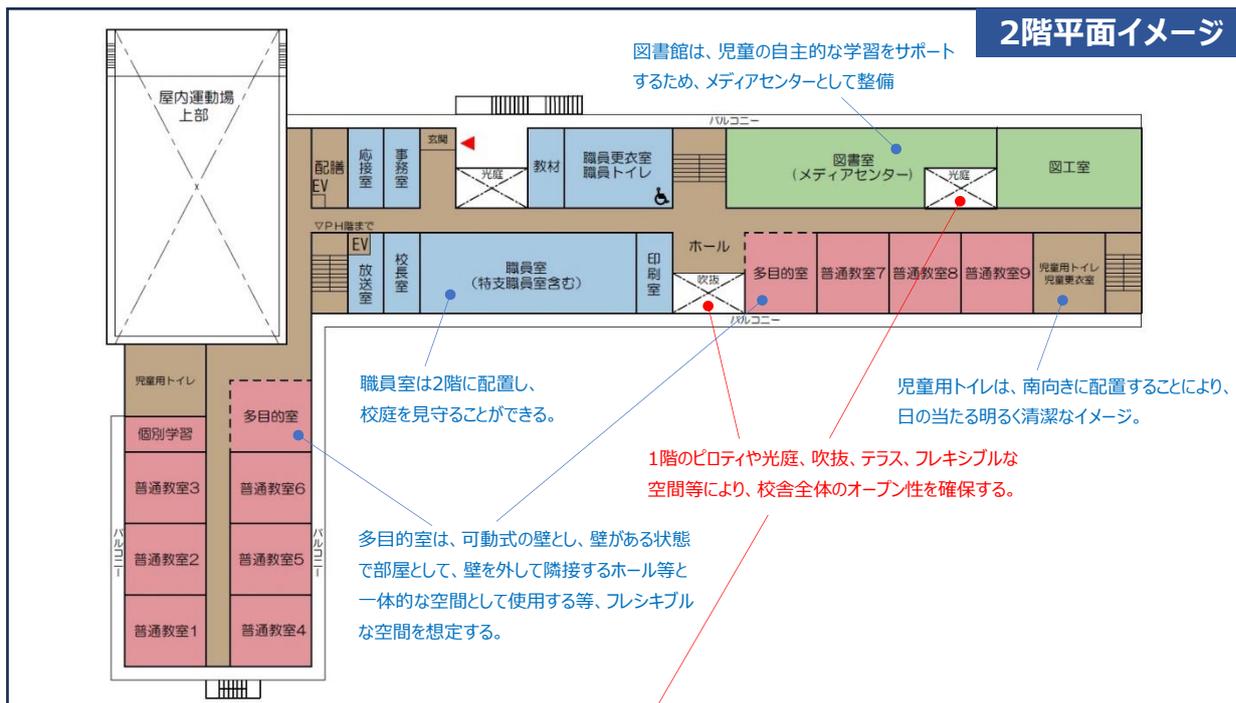
- ・特別支援関係諸室は、建物1階に配置する。
- ・職員室は、建物の中心（2階）に配置し、校庭を見守ることができる。
- ・光庭を配置することにより、自然通風・自然採光を確保する。
- ・多目的室をフレキシブルな空間とし、隣接するホールと一体感を持たせた活用を想定する。
- ・ピロティ、光庭、吹抜、テラス、フレキシブルな空間等により、校舎全体のオープン性を確保する。



ピロティイメージ



光庭イメージ



- ※ 新校舎の配置計画、平面計画（イメージ）については、方針を示すものです。今後、この基本構想に基づいて、基本・実施設計における検討を進める中で、変更となる場合があります。
- ※ 設計に当たっては、この方針のもとに、普通教室等の壁を可動式にしたかどうか等、児童にとってより良い教育環境となるよう、より具体的な事項を検討していきます。

## 6 仮校舎の配置、平面計画

### （１）配置方針

新校舎の建築工事期間中、第七小学校の児童等が安全安心に過ごすことができ、登下校できるよう、仮校舎の場所や規模については配慮が必要です。第七小学校に仮校舎を建設する場合には、仮校舎での学習と既存校舎の解体・新校舎の建設工事を同じ敷地内で行うこととなり、児童の安全確保の面で課題があるとともに、学習中の騒音の問題があります。特に、ことばの教室（通級指導教室）については、音への配慮が必要となります。

また、新校舎建設のため、第七小学校の既存校舎は解体するため、既存校舎を仮校舎として使用することができないことから、新たに建築する仮校舎の規模が、既存校舎と同等の規模となります。

以上のことから、第九小学校敷地にて既存の第九小学校校舎を活用した仮校舎を計画します。

### （２）配置計画、平面計画（イメージ）

仮校舎使用時から第七小学校と第九小学校を統合し、すべての児童が母校として等しく学校生活を送れるよう、学校の統合時期を「令和 8 年 4 月」とします。

仮校舎使用時から学校を統合することで、既存の九小校舎を仮校舎として利用することが可能となるため、既存九小校舎では足りない諸室を九小校庭に増築します。その結果、新たに増築する校舎を必要最小限とすることが可能となります。

**新校の仮校舎 = ①既存の第九小学校校舎 + ②増築する校舎**

両校児童の交流期間を確保するとともに、仮校舎の建設費用を抑える等の観点から総合的に判断して、増築する校舎は平屋とすることとし、以下の内容のイメージで仮校舎を計画します。

#### ■ ① 既存の第九小学校校舎で新校として利用する諸室等

（既存施設） ・体育館、プール、校庭

- ・普通教室、音楽室、家庭科室、理科室、図書館、図工室、視聴覚室、保健室、主事室（用務員室）、校長室、職員室、事務室、配膳室、放送室、少人数教室
- ・放課後子ども教室

（九小既存校舎に諸室を新設）

- ・現在の七小の「ことばの教室」を既存九小校舎内の諸室に設置
- ・現在の少人数教室1教室を普通教室とし、既存普通教室8教室+1教室 = 9教室とする。

#### ■ ② 増築部分の諸室

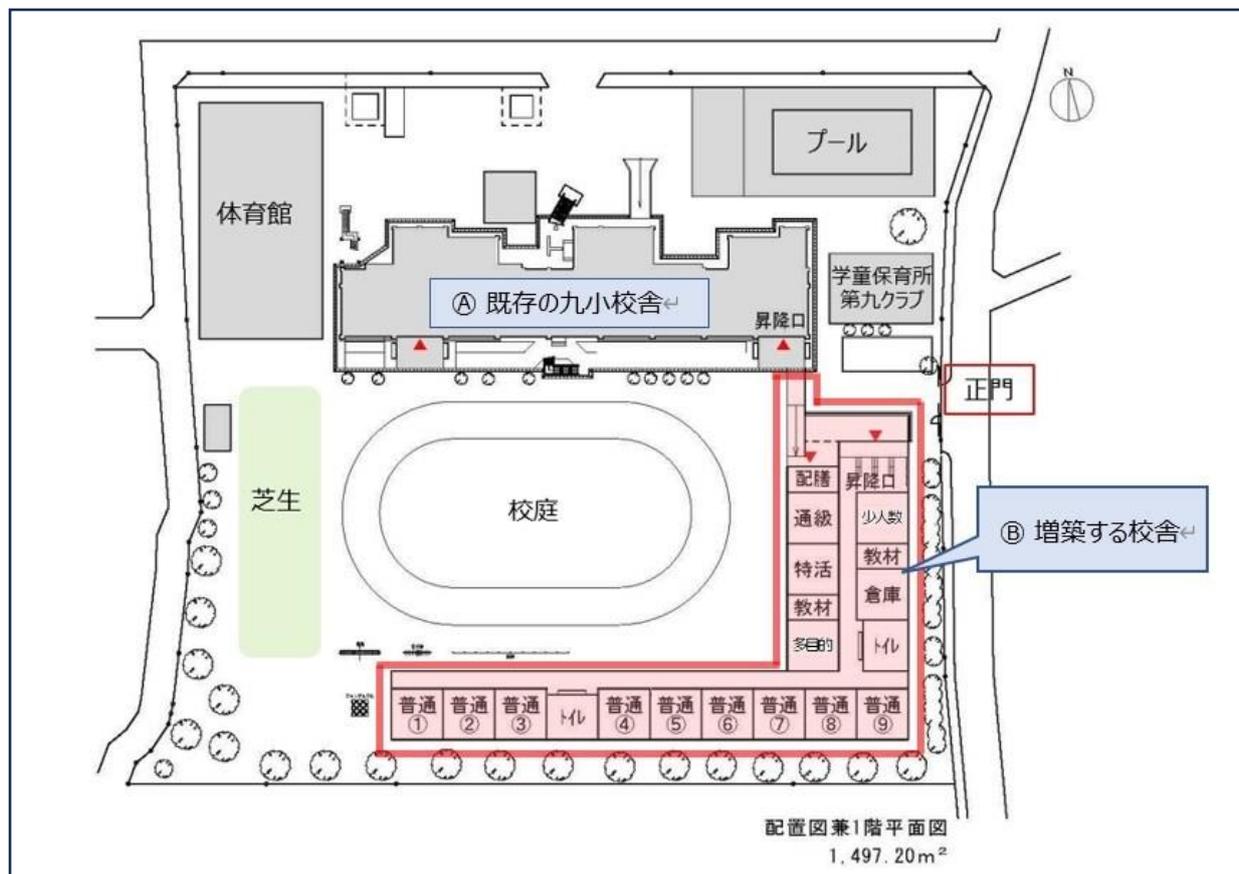
- ・普通教室：9学級（統合時、新校は18クラスと推計。既存九小校舎に普通教室9教室）
- ・少人数教室：1室      ・多目的室：1室
- ・通級教室：1室      ・特活室：1室（通級教室の集団指導用）
- ・その他：倉庫（普通教室1教室分）、教材室、昇降口、廊下、トイレ

### 仮校舎 平面計画のイメージ

・第九小学校の敷地にて、既存の九小校舎を新校の仮校舎とし、足りない諸室を校庭に増築する。

**新校の仮校舎 = ①既存の第九小学校校舎 + ②増築する校舎**

・九小の校庭に増築する校舎は、安全面・利用面の観点から「平屋」とする。



※ 仮校舎の配置計画、平面計画（イメージ）については、方針を示すものです。今後、この基本構想に基づいて設計等の検討を進める中で、変更となる場合があります。

### （3）その他

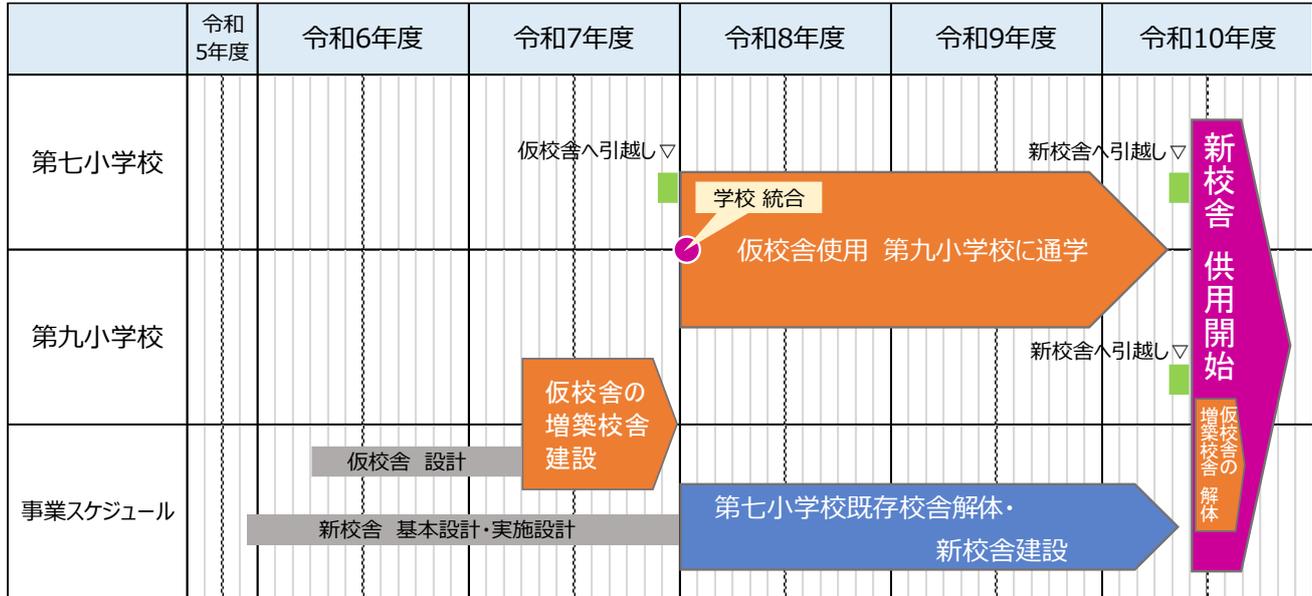
仮校舎のうち、九小校庭に増築する校舎は、新校舎を建設する間、令和8年4月から令和10年9月頃までの間使用し、令和10年2学期に新校児童が七小敷地の新校舎に移ったら、解体・撤去する。

## 7 スケジュール

第七小学校と第九小学校の統合による新校開設に向けた、仮校舎及び新校舎の建設スケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和8年4月に学校を統合し、令和10年2学期の新校舎開校を目指します。

なお、建設に当たり、埋蔵物や法令変更等により工期が変更となる場合があります。



## 8 その他事項

### (1) 新しい学校におけるプールの運用

新しい学校の建設に当たっては、現在の第七小学校にあるプールは解体（プール撤去地は校庭等として活用）し、新しいプールは建設しないこととします。

新しい学校におけるプールの運用については、近隣校のプール（修繕対応）の共同利用や民間プールを利用することとします。

プール撤去後の消防水利は、消火栓等を確認の上、防火水槽の設置等により対応します。

### (2) 通学路の検討

新しい学校の建設（仮校舎・新校舎）に当たっては、第七小学校と第九小学校の統合により、以下のとおり、各学校の児童の通学路に変更が生じます。

- ① 新しい学校の仮校舎（既存の第九小学校校舎＋校庭の増築校舎）使用時は、現在の第七小学校の児童について、第九小学校の場所にある仮校舎に通うため、通学路の変更が生じます。
- ② 新しい学校の新校舎（第七小学校敷地内に建設）開校後は、現在の第九小学校の児童が第七小学校の場所にある新校舎に通うため、通学路の変更が生じます。

このため、仮校舎の建設、新校舎の建設に向けて、通学路の確認及び検討を進めます。

### （３）統合に向けた両校の交流

令和8年4月に第七小学校と第九小学校を統合し、令和10年の2学期からは新しく建設した校舎に移る予定です。令和8年4月からは、新校舎建設のため仮校舎を使用する予定であり、第九小学校の敷地内に両校（統合校）の児童が集まります。統合により学校が一つとなり、新校舎開校に向けて交流を深めます。

今後、令和8年4月の統合に向けては、統合前に両校の児童が交流できる場等を検討し、円滑な統合に向けた準備を進めます。

### （４）新しい学校の学校名、校章、校歌等

新しい学校の開設に当たっては、新しい学校名、校章、校歌を作成する予定です。他自治体の事例を見ると、統合前に作成している自治体、あるいは統合後に作成している自治体があります。統合に向けて、作成時期や作成方法について検討を進めます。

また、新しい学校の学校教育目標等についても、併せて検討を進めます。



第七小学校 校章



第九小学校 校章

### （５）学童保育所の運用

新校児童が利用する学童保育所について、令和8年4月からの仮校舎使用時は、現在の学童保育所第七クラブと学童保育所第九クラブを利用します。この時、現在の第七小学校敷地内においては、既存校舎の解体及び新校舎の建設工事が行われることから、安全対策の確認及び検討を進めます。

また、新校舎開校後は、新校舎に整備する学童保育所と現在の学童保育所第七クラブの併用を想定しています。

### （６）環境に配慮した整備

新しい学校は、東大和市公共建築物環境配慮整備方針（令和4年10月）に基づき、太陽の光や自然の風を取り入れるなどの自然エネルギーの利用等による省エネルギー性能、太陽光発電等の再生可能エネルギー性能を備えた建築物とするため、検討を進めます。



## 9 第七小学校・第九小学校に存する記念品・寄贈品等一覧

第七小学校と第九小学校に存する卒業記念等による記念品や寄贈品等について、以下のとおり整理しました。以下の一覧は、新しい学校への継承に向けて整理したものであり、すべての記念品等を網羅するものではありません。

今後、新しい学校への継承方法等について、検討します。

### （継承方法の例）

- ・学校の象徴となる像等をそのまま新校へ移設する。
- ・記念樹等を年輪標本等により一部のみ保存する。
- ・移設が難しいものは、設置されていた風景等を写真として保存する。等

### 第七小学校

No.	記念品	内容等	サイズ(cm)			場所
			幅	奥行き	高さ	
1	校歌	昭和61年度 卒業制作 校歌	318	7.5	206	体育館
2	自画像	昭和62年度 卒業制作 自画像 1組女子	283	5	104	中央昇降口
3	自画像	昭和62年度 卒業制作 自画像 2組女子	314	5	104	中央昇降口
4	自画像	昭和62年度 卒業制作 自画像 3組女子	314	5	105	西昇降口
5	自画像	昭和62年度 卒業制作 自画像 1組男子	252	5.5	104	東昇降口
6	自画像	昭和62年度 卒業制作 自画像 2組男子	252	5	104	2階 西女子トイレ横
7	自画像	昭和62年度 卒業制作 自画像 3組男子	283	5.5	104	東昇降口
8	タイル絵	昭和60年度 卒業制作 4組共同 作品	246	5	127	西昇降口
9	タイル絵	昭和60年度 卒業制作 3組共 同作品	248	5	127	西昇降口
10	タイル絵	昭和60年度 卒業制作 2組共 同作品	247	5.5	125	東昇降口
11	タイル絵		321	5	187	職員玄関
12	鏡	昭和60年度 卒業制作	93	5.5	103	職員室前
13	鏡	昭和60年度 卒業制作	102	5.5	78	職員室前
14	鏡	昭和60年度 卒業制作	123	5.5	93	職員室前
15	鏡	昭和60年度 卒業制作	123	5.5	108	2F 東トイレ前
16	鏡	昭和60年度 卒業制作	123	5.5	93	1F 西トイレ前

No.	記念品	内容等	サイズ(cm)			場所
			幅	奥行き	高さ	
17	壁面画	R3年度 卒業制作 星座	1000	10	100	体育館通路の両側 10星座×2
18	壁面画	S55年卒業制作	217	2.5	84.5	事務室前
19	壁面画	1990年 第18回卒業制作	169	1.5	100	事務室前
20	クラス表示		32	1	15	各教室入口
21	クラス表示					各靴箱上
22	卒業アルバム					校長室
23	記念誌					校長室
24	ホタル	地域の方による育成				2階 環境学習室
25	校長写真	歴代校長写真				校長室

## 第九小学校

No.	記念品	内容等	サイズ(cm)			場所
			幅	奥行き	高さ	
1	校歌	昭和53年度 第1回卒業生制作	350	5	250	体育館前面の壁面
2	木彫り鏡	昭和54年度 第2回卒業記念	87	3	125	2階廊下 Qカフェルーム前の壁面
3	木彫り鏡	昭和54年度 第2回卒業記念	87	3	125	2階廊下 4-1と4-2の間の壁面
4	木彫り鏡	1979 友情（昭和54年度 第2回卒業記念）	87	3	125	東昇降口前廊下の壁面
5	木彫り鏡	昭和57年度 第5回卒業記念	87	3	125	3階廊下 2-1前の壁面
6	木彫り鏡	昭和57年度 第5回卒業記念（6-2）	87	3	125	3階廊下 3-1前の壁面
7	木彫り鏡	昭和57年度 第5回卒業記念1982	87	3	125	4階廊下 IMO-ZOルーム前の壁面
8	タイル絵	（おそらく卒業制作） 表示なし	190	8	97	東昇降口に7枚
9	タイル絵	（おそらく卒業制作） 表示なし	190	8	97	西昇降口に6枚
10	タイル絵	（おそらく卒業制作） 表示なし	187	8	93	西昇降口に1枚（他とサイズ違い）
11	タイル絵	（平成）8年度卒業制作	178	4.5	88	2階廊下 職員室前壁面
12	スタンドグラス	（平成）13年度卒業制作	90	3.5	177	2階 Qカフェルーム内壁面
13	掲示板	平成5年度 第16回卒業記念	185	5	109	2階 Qカフェルーム内壁面に2枚
14	銅板レリーフ	（おそらく卒業制作） 表示なし	113	3	122	3階廊下 3-1横壁面
15	芝生	地域の方々による芝生成・管理				校庭西側の日バフの移設を希望
16	サンショウウオ	地域の方による育成				2階廊下職員室と4-1の間
17	校長写真	歴代校長写真				校長室 12枚
18	航空写真	30周年と40周年で撮影	64	2	55	2枚 2階校長室前

## 10 資料

### （1）東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議

第七小学校と第九小学校の統合に伴い、東大和市教育委員会が策定する施設整備に係る基本構想の策定に向け、新しい時代の学びを実現する最適な教育環境の在り方のほか、複合化する地域の施設等について検討するため、令和4年11月15日に統合検討会議を設置し、基本構想策定に向けて検討を進めました。

統合検討会議の委員は、第七小学校と第九小学校の学校運営協議会委員及び特別支援教育関係者で組織しました。（48ページ「東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱」のとおり）

#### ① 統合検討会議の開催経過

回	開催日時	議題
第1回	令和4年11月21日（月）	1 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱について 2 「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画」「東大和市学校施設長寿命化計画」について 3 今後のスケジュール及び基本方針等について 4 その他
第2回	令和5年1月31日（火）	1 コンセプト 2 敷地の条件について 3 教室について 4 施設について（今後想定される施設） 5 仮校舎の整備について 6 その他
第3回	令和5年3月30日（木）	1 事例紹介 2 避難所としての整備 3 浸水対策 4 校舎等の配置計画 5 その他（プールのあり方について）
第4回	令和5年5月19日（金）	1 ユニバーサルデザインに基づく整備 2 校舎の配置計画 3 仮校舎の場所、配置 4 その他
第5回	令和5年9月13日（水）	1 第七小学校・第九小学校の統合に向けたスケジュールについて 2 地域の拠点となる複合化について 3 仮校舎・新校舎の平面計画について 4 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）について

回	開催日時	議題
第6回	令和5年10月18日（水）	1 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（案）について 2 今後のスケジュールについて
第7回	令和6年1月 開催予定	未定

## ② 統合検討会議委員名簿

### 令和4年度

学校長等	第七小学校校長（委員長）	下条 知淑	
	第九小学校校長（副委員長）	小須田 哲史	
	第七小学校副校長	岩井 秀子	
	第九小学校副校長	藤井 嘉也	
第七小学校	学校運営協議会委員	教務主幹	菊地 美里
		P T A会長	城所 千枝子
		民生児童委員	中村 勝昌
		自治会長	三田 進
		青少対第七地区委員長	木内 健司
		ホテル保存会会長	星野 芳子
		おやじの会会長	小林 明
		有識者	石井 真一
		児童養護施設長	相澤 靖
		第九小学校	学校運営協議会委員
蔵敷自治会副会長	内野 雄文		
芝中住宅自治会会長	千葉 和彦		
Qプロコーディネーター/主任児童委員/青少対第九地区委員長	吉田 真紀		
放課後子ども教室元スタッフ	別所 恵美子		
保護者連絡会会長	吉田 愛		
保護者連絡会元会長	有馬 美紀		
民生児童委員	藁田 政見		
やすじいの農園園主	内野 孝		
特別支援教育関係者	第三次東大和市特別支援教育推進計画（R4～8年度）策定懇談会委員/東大和市身体障害者相談員	本田 未奈	

### 令和5年度

学校長等	第七小学校校長（委員長）	吉村 浩	
	第九小学校校長（副委員長）	溝口 佳江	
	第七小学校副校長	岩井 秀子	
	第九小学校副校長	藤井 嘉也	
第七小学校	学校運営協議会委員	教務主幹	菊地 美里
		P T A会長	城所 千枝子
		元民生児童委員	中村 勝昌
		自治会長	木下 茂
		青少対第七地区委員長	木内 健司
		ホテル保存会会長	星野 芳子
		おやじの会会長	小林 明
		有識者	石井 真一
		児童養護施設長	相澤 靖
		第九小学校	学校運営協議会委員
民生児童委員	野村 礼子		
民生児童委員	田中 千秋		
主幹教諭	北元 健介		
学識経験者（元第五中学校校長）	半田 道夫		
蔵敷自治会副会長	内野 雄文		
芝中住宅自治会会長	千葉 和彦		
Qプロコーディネーター/主任児童委員/青少対第九地区委員長	吉田 真紀		
放課後子ども教室スタッフ	内藤 由利子		
放課後子ども教室元スタッフ	別所 恵美子		
特別支援教育関係者	第三次東大和市特別支援教育推進計画（R4～8年度）策定懇談会委員/東大和市身体障害者相談員	保護者連絡会会長	小野 恵美
		保護者連絡会元会長	有馬 美紀
		やすじいの農園園主	内野 孝
		特別支援教育関係者	第三次東大和市特別支援教育推進計画（R4～8年度）策定懇談会委員/東大和市身体障害者相談員

### ③ 統合検討会議設置要綱

#### 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱

（設置）

第1条 東大和市立第七小学校（以下「第七小学校」という。）と東大和市立第九小学校（以下「第九小学校」という。）の統合（以下「施設整備」という。）に伴い、東大和市教育委員会が策定する施設整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向け、新しい時代の学びを実現する最適な教育環境の在り方のほか、複合化する地域の施設等について検討するため、東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、基本構想の策定に向けて、次の各号に掲げる事項について検討する。

- （1）施設整備に係る基本構想（案）に関すること。
- （2）その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）第七小学校学校運営協議会委員、第九小学校学校運営協議会委員及び特別支援教育関係者。（以下「委員」という。）
- （2）前号の学校運営協議会委員に変更が生じた場合は、変更後の委員をもって組織する。
- （3）その他、教育長が必要と認める者。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 検討会議に委員長を置き、第七小学校長をもって充てる。
- 3 検討会議に副委員長を置き、第九小学校長をもって充てる。
- 4 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第6条 検討会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

（意見の聴取）

第7条 検討会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行し、第2条に定める事務の終了をもって廃止する。





**問5** 新しい学校にあつたらいいなと思う場所はどこですか。  
 当てはまるものを選んで **（3つまで）**、○を付けてください。また、理由があればご記入ください。

1 屋上（理由：	）
2 IT学習室（理由：	）
3 自習室（理由：	）
4 多目的室（理由：	）
5 ランチルーム（理由：	）
6 オープンスペース（理由：	）
7 放課後に友達といられる場所（理由：	）
8 遊具のある遊び場（理由：	）
9 裸足で遊べる場所（理由：	）
10 水遊びができる場所（理由：	）
11 花壇、畑、田んぼ（理由：	）
12 和室（理由：	）
13 更衣室（理由：	）
14 シャワールーム（理由：	）
15 特になし（理由：	）
16 その他（                      ）（理由：	）

**問6** 新しい学校の安全対策として重要だと思うものを教えてください。  
 当てはまるものを選んで **（3つまで）**、○を付けてください。また、理由があればご記入ください。

1 登下校管理システムの導入（理由：	）
2 監視（防犯）カメラの設置（理由：	）
3 登下校時間以外の門の閉鎖（正門を除く）（理由：	）
4 正門のオートロック（インターホン設置）（理由：	）
5 来校者の入校証の着用（理由：	）
6 敷地周辺フェンス設置（理由：	）
7 非常通報装置の設置（理由：	）
8 歩行者、自転車、自動車の動線の分離（理由：	）
9 その他（                      ）（理由：	）

**問7** 今通っている小学校で、児童の皆さんと保護者の方が「いいなと思うところ」と「改善されたらいいなと思うところ」を教えてください。また、その理由を教えてください。

いいなと思うところ	
理由	

改善されたらいいなと思うところ	
理由	

**問8** 小学校を統合することについて、児童の皆さんと保護者の方が「期待していること」と「心配に思っていること」を教えてください。また、その理由を教えてください。

期待していること	
理由	

心配に思っていること	
理由	



## ② 児童・保護者への依頼資料

## 第七小学校と第九小学校の統合による新校(統合校)開設に向けた 児童及び保護者様アンケート調査

### 第七小学校及び第九小学校 児童の保護者様

東大和市教育委員会では、将来にわたり児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、東大和市学校の適正規模等のあり方検討会議等での検討を経て、「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）」を策定しました。その後、前述の計画を踏まえて「東大和市学校施設長寿命化計画（令和4年1月）」を策定しました。当該計画においては、令和9年度に第七小学校と第九小学校の統合を行い、第七小学校の校舎を建て替え、新校（統合校）（以下「新しい学校」という。）を開設することとしています。

これらの計画に基づき、現在、学校長や学校運営協議会委員等からなる検討会議で検討を進め、新しい学校の建設に向けた基本構想の策定を進めています。第七小学校の場所に新たに建設する新校舎は、令和7年度中に工事を始め、令和9年の2学期から使用する予定としています。令和9年度の新しい学校開校に向けて、統合時期は、現在検討中です。

そこで、第七小学校と第九小学校に通う児童と保護者の皆さまに、「新しい学校にあつたらいいなと思う場所」等についてご意見をうかがい、学校の整備の検討に活用させていただくため、アンケート調査を実施いたします。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年5月

東大和市教育委員会教育長 岡田 博史

#### 【留意事項】

- ① アンケートの回答に当たっては、児童と保護者の皆様に、別紙資料をご一読の上、ご回答ください。
- ② アンケートは無記名とし、統計処理をします。個人が特定されることはありません。
- ③ アンケートの集計結果（自由記入欄の内容含む）については、各種会議等での資料として活用・公表することがあります。

**令和5年6月6日(火)までに**ご回答をお願いいたします。

回答に当たっては、お持ちのスマートフォン等で、下のURLか二次元コードからアクセスしてご回答ください。

【URL】 <https://logoform.jp/f/mcdc2> 【二次元コード】



このアンケートは、児童と保護者の皆様が、新しい学校について対話をしていただきながら、児童の皆様のご意見も踏まえて、保護者の皆様のご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

【担当】東大和市教育委員会教育部新校開設担当課長 大野  
電話：042-563-2111（内線1520）

別紙資料

アンケート調査にご協力をお願いします

な な し ょ う き ゅ う し ょ う ど う ご う

# 七小と九小を統合します

東大和市の小学校に通う児童の人数は、1980年頃の約8,100人をピークに、現在は約4,400人と半分近くまで減っています。また、小学校の建物の大半は、建築から50年を経過していて、老朽化が深刻な状況です。

東大和市教育委員会では、児童の皆さんの快適な教育環境を確保するため、第七小学校と第九小学校を統合し、第七小学校の場所に新しい小学校（統合校）を開校します。学校施設の老朽化という課題を解決し、新しい学びに対応したICT環境の整備、バリアフリー化、トイレの快適化、環境負荷の低減、周辺施設の複合化等に対応する小学校の整備を検討しています。

新たに建設する校舎は、令和9年の2学期から使用する予定です。

令和9年度の新しい小学校（統合校）開校に向けて、統合時期は、現在検討中です。

そこで、第七小学校と第九小学校に通う児童と保護者の皆さまに、「新しい学校にあったらいいなと思う場所」等についてご意見をうかがい、学校の整備の検討に活用させていただきたく、アンケート調査を実施いたします。

お持ちのスマートフォン等で、下のURLか二次元コードからアクセスしてご回答ください。

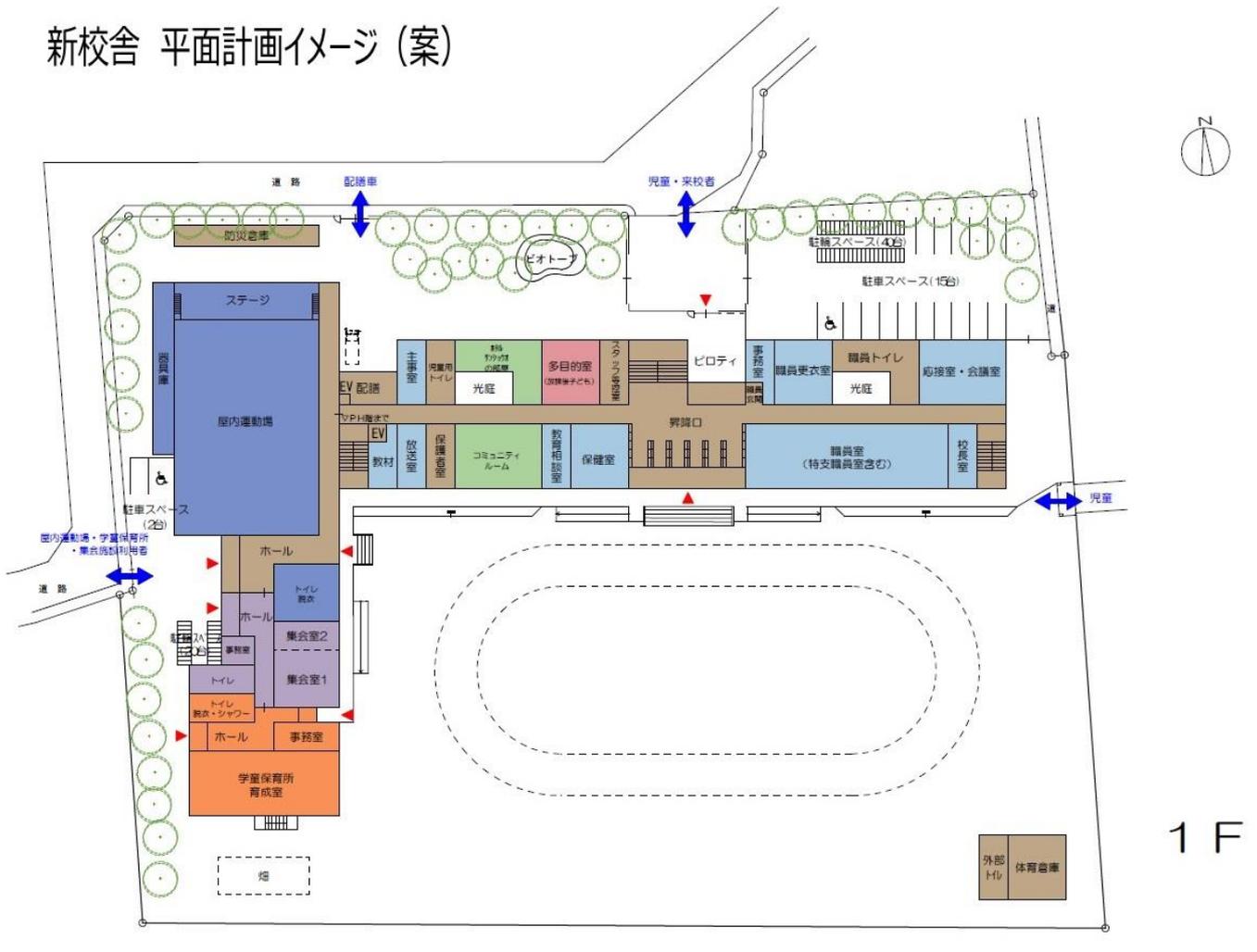
【URL】 <https://logoform.jp/f/mcdc2> 【二次元コード】



児童と保護者の皆さまが、新しい学校について対話をしていただきながら、いっしょにご回答ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

（3）新校舎 平面計画イメージ（案）（第5回統合検討会議 A3 横資料）

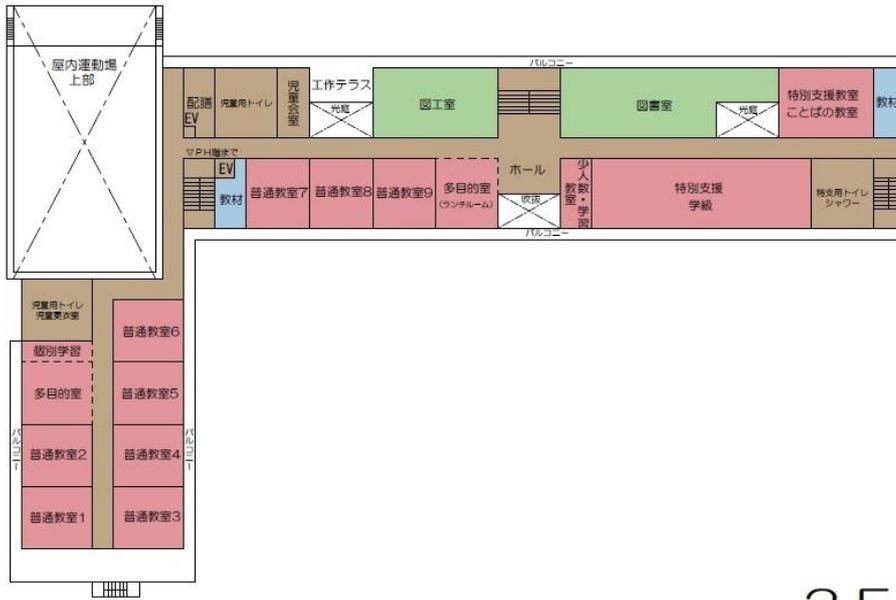
新校舎 平面計画イメージ（案）



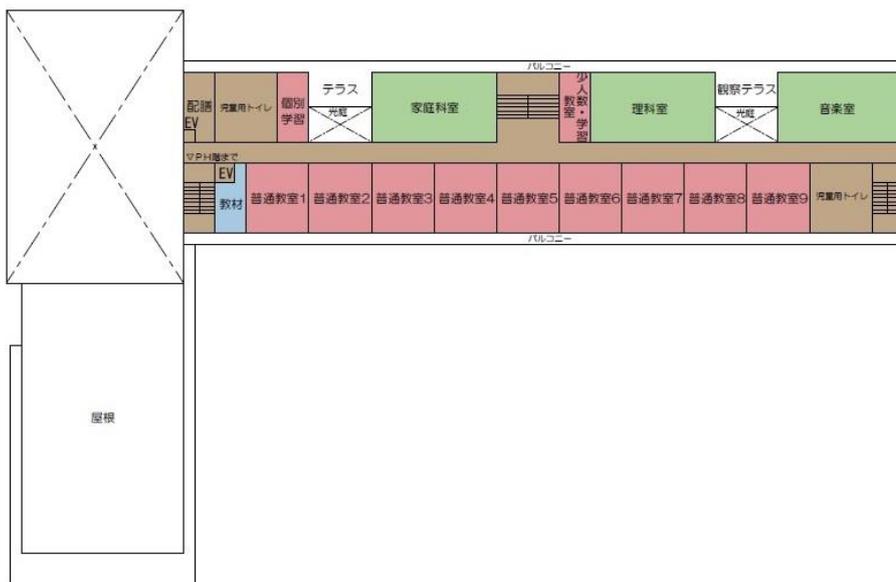
- ・職員室を1階に配置し、登下校・グラウンドを見守ることができる。
- ・配膳車は北側道路からアクセス。
- ・光庭を配置することにより、自然通風・自然採光を確保する。
- ・個別学習室・多目的室をフレキシブルな空間とし、多様な使い方を可能とする。

- : 普通教室、特別支援学級等
- : 特別教室
- : 管理諸室
- : 体育館
- : 学童保育所機能
- : 集会所機能

**B-1案**

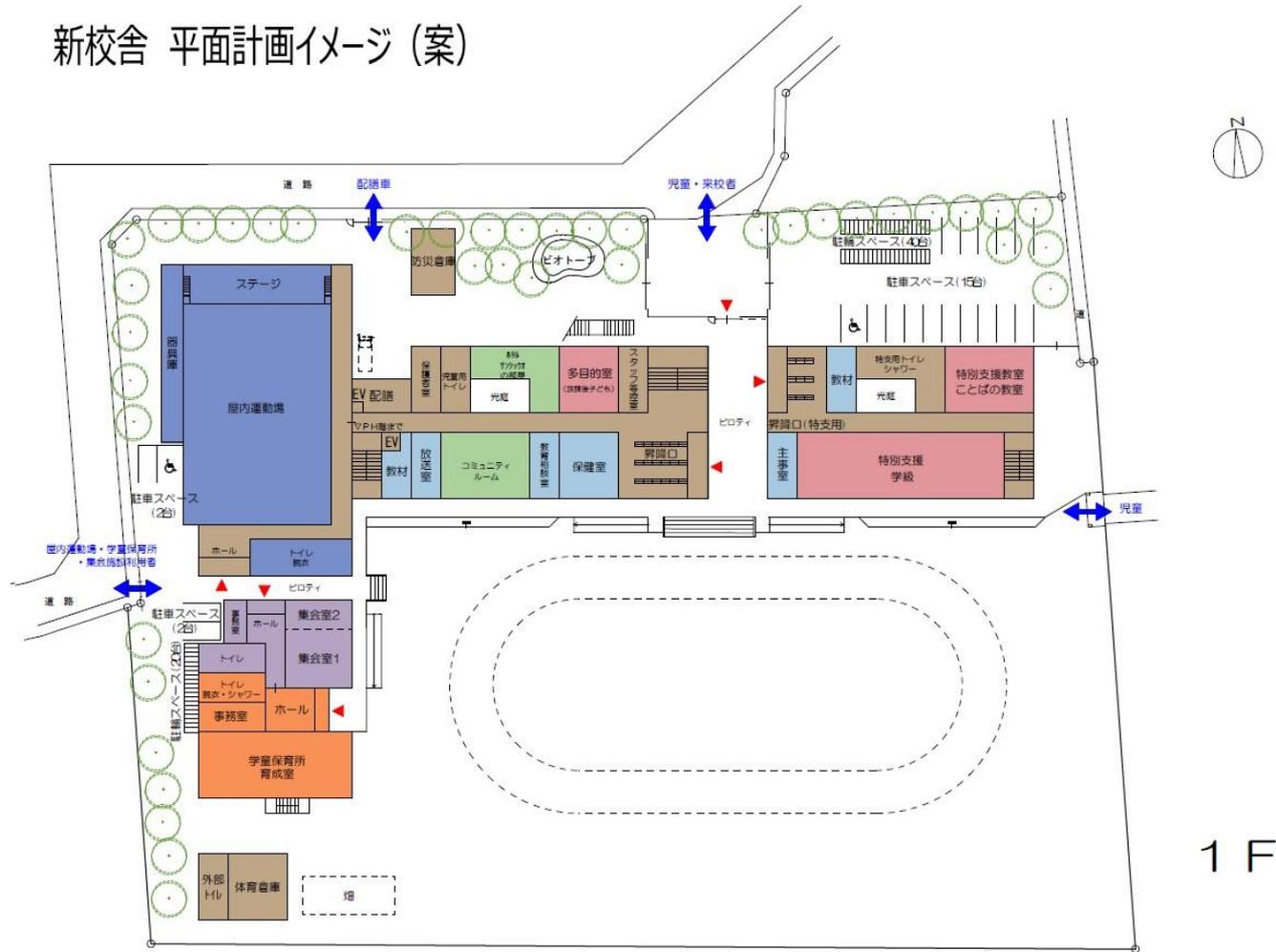


2F



3F

## 新校舎 平面計画イメージ（案）

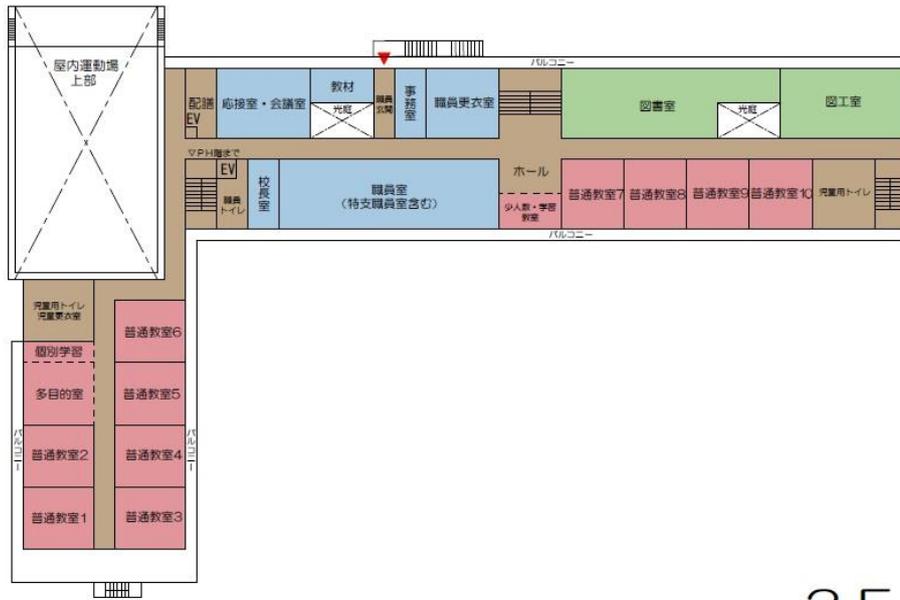


1 F

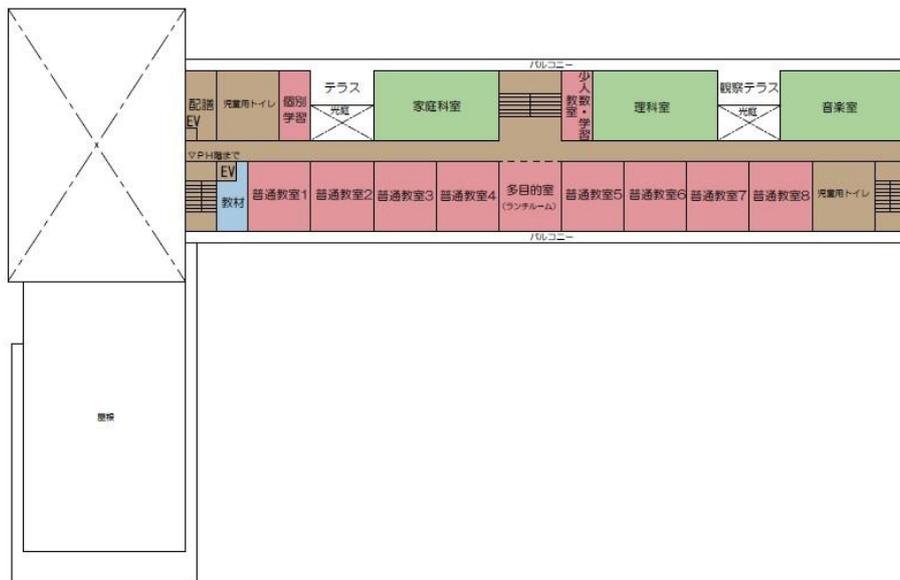
- ・ピロティを介して北側道路と西側道路からグラウンドへ直接アクセスできる。  
敷地内に回遊性がある。
- ・職員室を建物の中心（2階）に配置し、グラウンドも見守ることができる。
- ・配膳車は北側道路からアクセス。
- ・光庭を配置することにより、自然通風・自然採光を確保する。
- ・個別学習室・多目的室をフレキシブルな空間とし、多様な使い方を可能とする。

- ：普通教室、特別支援学級等
- ：特別教室
- ：管理諸室
- ：体育館
- ：学童保育所機能
- ：集会所機能

B-2案



2F



3F

東大和市立第七小学校・第九小学校  
統合新校建設 基本構想

令和 年（202 年） 月  
発行：東大和市 教育委員会 教育部  
〒207-8585 東大和中央 3-930  
電話：042-563-2111 内線 1520

